

2月28日（木）

平成31年2月28日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。昨年2月議会の一般質問を皮切りに、5議会連続で本会議質問に立っておりますが、今期最後の定例会でも会派を代表して、代表質問に立つ機会をいただきましたので、存分に活用してまいります。執行部の皆様におかれましては、宮崎の未来をしっかりと見詰めた御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、2014年2月12日に旗揚げをした宮崎県議会会派「県民連合宮崎」は、先日結成5周年を迎えました。結成により、諸派側で唯一、全ての常任委員会に委員を出すことが可能になり、県議会第2会派として議会運営にも一定の責任を果たすことができましたと考えています。歴代の議長、副議長、議運委員長を初め、さまざまな議会交渉において、時に一致点を見出し、時に厳しく議論を交わしてきた他会派の皆様にも敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、当時したためた「会派結成趣意書」を振り返ると、私たちはみずからの姿勢を「宮崎県の再置県という先達の功績から130年を経た今、難局の続く宮崎の未来に希望の光を見出し、県民一人一人がそれぞれの幸福や夢を追求可能な社会を築きたいと考えます。同時にお互いを尊重し、多様な価値観を認め合い、全ての

人々に居場所と役割のある社会をつくりたいと思います。そのことを踏まえ、私たちは宮崎県議会においてみずからの役割を明確に認識し、県政の健やかな発展に向けて厳しいチェックの目を持ち、積極果敢な政策提言を行うことを誓います」と掲げています。

この5年間、所属議員がそれぞれ、この設立趣意に沿って活動してまいりました。改選期を控えておりますが、県民連合宮崎は今後もその理念を貫き、県議会における存在感を示していきたいと考えております。今回の代表質問も、設立趣意を意識しながら組み立ててまいりたいと思います。

それでは、具体的な質問に入ります。河野知事は、昨年末の知事選において見事3選を果たされました。27万9,566票という大変大きな得票での勝利でした。改めてお祝いを申し上げます。

既に2カ月がたち、業務に邁進しているところと推察をいたしますが、少し記憶をさかのぼっていただきたいと思います。17日間の選挙戦では県内をくまなく回り、多くの県民との接点を持たれたことと想像します。その中で、県民が求めていること、また声なき声、声にできない思いも含め、県民の声をどのように受けとめたのか、知事のお考えをお伺いします。壇上での質問は以上とし、残余の質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私はこれまでも現場主義を掲げ、機会を捉えて、県内各地に出向くよう心がけてきたところでもあります。

今回の選挙でも県内の市町村をくまなく回る

中で、多くの県民の皆様からさまざまな生の声をお聞きし、改めて政策の原点は現場にあるとの思いを強くしたところでもあります。

高速道路を初め、社会基盤整備の進展など、これまでの取り組みによる新たな成長の動きも感じられたところではありますが、一方で、農林水産業や建設業、介護・福祉分野での担い手不足、特に中山間地域での若者の流出による人口減少や高齢化の進行など、県民の皆様のご切なる声をお聞きしたところでもあります。

また、大変寒い時期ではありますが、現場で頑張っておられる県民の姿を目の当たりにし、地域の暮らしや産業をしっかりと守っていかねばならないということを感じたところでもあります。

今回いただいたさまざまな御意見や、私が肌で感じたことを、今後の県政運営や施策の推進にしっかりと反映させていくとともに、今後とも、現場主義と対話と協働による県政運営を徹底してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

もう少し知事の政治姿勢について伺ってまいります。その前に選挙管理委員長にお伺いします。今回の知事選挙の投票率と選挙管理委員会としての選挙結果をどのように受けとめられているか伺います。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 今回の知事選につきましても、直前まで無投票の懸念があった中でございますが、有権者がみずから知事を選ぶことができたのは、大変意義があるものだったと考えておるところでございます。

しかしながら、投票率はこれまでの知事選で最低となる33.9%と、有権者の3割余りにしか投票してもらえなかったことにつきましては、

本県の地方自治のあり方を考える上で大変危機感を感じているところであります。

投票率は、その時々政治情勢、候補者の政策や争点など、さまざまな要因に左右されるところではあります。選挙管理委員会といたしましては、より多くの有権者が政治や社会に関心を持ち、投票を通じて積極的に社会参加していただけるよう、選挙啓発に取り組むとともに、教育委員会や関係機関等とも連携しながら、主権者教育を初めとした県民の政治意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

全県で33.9、宮崎市に至っては28.82。都城市も29.50という結果でした。低投票率というのは今回の選挙の大きなポイントであったかと思えます。私は選挙で頑張られた方々に低投票率の責任があるとは思いませんけれども、知事は今回の低投票率についてどのように感じられたか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、県政は少子高齢化、人口減少を初め、さまざまな重要な課題が山積をしております。それに対して、今後の宮崎県政はどういう方向に向かっていくのか、その選択というものが有権者に委ねられた。それが、今回のような投票率の低さ。私としても大変残念に思っているところであります。

今、選挙管理委員長が言われたように、選挙啓発という観点からも、参政権の行使の重要性を改めて徹底するということが、地域の将来にとって大変危険なことであるということは、繰り返し徹底して啓発に努めていく必要があるのではないかと考えております。知事として、また一政治家としても、県政に対してより興味を持つ

ていただけるような、また、より参加意識を持っていく、頑張ってみんなで宮崎をつくっていくんだという機運を高めていく、そのような努力を重ねていきたいと考えております。

○渡辺 創議員 選挙の構図、そして構図ができて上がるまでの流れというのが県民の関心と呼ばなかったということであれば、そこにかかわってきた政治関係者、自分も含めてということになります。じっくりと考えるべきところがあるのかなとも感じているところです。

少し気分を変えて、前向きに伺いたいと思いますが、知事は、選挙戦を通してさまざまな提起をされてまいりました。議会冒頭の所信でも述べられましたが、3期目にどのように取り組むお考えか、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は知事就任以来——当時は口蹄疫等からの再生・復興という課題がありました。また、新たな成長に向けてということで、交通基盤の整備・充実、フードビジネスやグローバルな市場開拓、宮崎ブランドづくり、産業人財の育成などに全力で取り組んでまいりました。

その結果、東九州自動車道などの交通インフラの整備・充実、農業産出額や輸出額の拡大、1人当たり県民所得の増加など、新たな成長に向けた流れの確かな手応えが感じられているところでありまして、今後、この流れをしっかりと軌道に乗せていく必要があると考えております。

こうした中で、私は今回の選挙におきまして、この4年間で重点的に取り組む施策を4つの柱に整理してお示ししております。「人口減少問題に徹底して取り組むこと」「地域経済の着実な成長を図ること」「安心・安全で心豊かな暮らしを築くこと」、そして「スポーツ・文

化で地域に活力をもたらすこと」であります。

私はこの4つの柱に基づき、これまで積み重ねてきた実績や経験というものを最大限に活用しながら、人口減少など困難な問題にも果敢に挑戦いたしまして、しっかりと成果を出せるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 政治姿勢について最後の質問にしますが、知事は提案理由説明の中でも、「宮崎の未来に対する大きな責任を自覚」とした上で、この4年間で「100年先の宮崎県のありようを方向づける極めて重要なもの」とされています。素直に考えれば、知事がお考えの宮崎の未来像をより確実に実現するためには、あと4年と言わず、もう少し長い期間、県政を背負う覚悟が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

知事選前には、県議会でも知事への評価を明らかにするやりとりが多数ありました。その中には、大変大きな勢力の中から「3期目まではOKだ」という趣旨の発言もあったと記憶しておりますし、また、昨日の代表質問の中でも、この4年間で「総仕上げ」との表現も議会側からあったというふうに理解をしております。政治家の出处進退は極めて大切なことですので、軽い気持ちで聞いているわけではありません。知事が難局の3期目を乗り切るためには、知事自身のみずからに関する中期計画とは言わなくても、せめて「におい」や「香り」ぐらいにはして、みずから空気を醸成しなければ、我々県議会や県民も、どのように河野県政を受けとめていけばいいのかということがわかりづらくなると思います。それが1期や2期で終わらずに、10年をまたごうとする任期に足を踏み出した知事の責任ではないかと考えますが、知事は

いかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 県政の重要課題、さまざまな問題がありまして、例えば人口減少問題、これは何十年というスパンで考えていくべき問題でありますし、高速道路の整備にしても、また直近の国体にしろ、いずれにせよ、この3期目の4年間で完結する施策というものはないわけでありまして、やはり、常に長期的なビジョンを持って政策を進めていく必要がある、それが重要なことであります。

本県の目指すべき将来像につきましては、本議会におきまして、総合計画「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンの改定を提案させていただいているところであります。こうした将来像、将来を見据えた明確な目標というものをしっかりお示しすること、そして、それを心がけながら政策に取り組んでいくことが大変重要であります。よくゴルフに例えて申し上げるんですが、ヘッドアップをしてはいけないというふうに思っております。将来像を見据えながらも、今、このなすべきことに集中し、私としては一日一日全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 知事は2期目、3期目への出馬を決意するに当たっても、いずれも主要経済団体の要請を理由にされました。もちろん、「皆さんに求められる知事」というのも極めて大事ですが、「自分のビジョンを実現するために私自身が強い熱意と覚悟があるので決断するのだ」という主体性も重要ではないかと思うところです。

以前にも申しましたが、戦後公選8人の知事の中で2期以上務められた知事は、いずれも6期目に入られた黒木知事と松形知事だけです。そのお二人に近づきつつあるというのが、県政

史的な今の知事の立ち位置であると思います。

ちょっと調べましたが、全国47都道府県の現職の知事の現時点での任期の標準値は2.87期ということになります。3期目の知事が18人いらっしゃるって、4期目が11人、5期目が1人、7期目が1人いらっしゃいます。平均年齢は62.36歳。54歳の知事は若いほうから8番目ということになります。こういう客観状況の中で、河野県政のなし遂げたいことを、そしてなし遂げるための覚悟を県民に示していくためには、今までの申し上げましたようなことも重要ではないかと思しますので、会派代表質問の冒頭に改めて申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

現在、国会でも大きな問題となっている毎月勤労統計、いわゆる毎勤をめぐる不正に関連してお伺いします。

毎月勤労統計調査とは、「民間や官公営事業所の賃金や労働時間、雇用状況の変動を把握する目的の調査」で、前身の調査を含めると、1923年（大正12年）から続いている重要な国の基幹統計です。従業員500人以上の企業については全数調査というルールがあるにもかかわらず、実は抽出調査になっていたということが発覚し、今の混乱につながっています。

国が基幹統計でこのような不正を行うということが、そもそも国民にとっては、何をよりどころにすればいいのかという不信を招くわけですが、何があったのかということは国会での議論に委ねるとして、県の関連についてお伺いします。この毎月勤労統計に関連して県が行っている業務はどのような内容か、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 毎月勤労統計調査でございますが、これは賃金、労働時間及

び雇用の変動を明らかにすることを目的に実施されておるものでありまして、常用労働者の数、給与及び労働時間等について調査し、その結果は、景気動向の把握や労働経済の分析、雇用保険や労災保険等の給付額の算定などに利用されております。

県では、厚生労働省からの委託を受け、統計調査員の任用、調査対象事業所を把握するための調査、調査票の配布、回収及び本県に係る集計・公表に関する事務を行っております。

○渡辺 創議員 今回の不正発覚後、国から県に対して何らかの指示、連絡はありましたでしょうか。また、今回の不正問題が宮崎県分の毎月勤労統計に影響を及ぼす可能性があるか否か。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 昨年12月28日に——年末でございますが——毎月勤労統計調査に係る不適正な取り扱いが公表されて以降、1月22日に厚生労働省から、直近の平成30年10月分の本県分の調査結果に係る公表期日及び公表方法について、照会がありました。

また、1月末に公表予定であった本県分の平成30年11月分調査結果については、予定どおり公表するよう、1月26日に指示がありました。

本県分の調査結果への影響について、厚生労働省からは、今回の問題は、東京都分に係る調査方法の誤りであることから、東京都以外の道府県への影響はないと見込まれるが、現在、精査中であるというふうに伺っております。

○渡辺 創議員 今の御答弁によれば、県の毎月勤労統計自体への影響は薄そうということですが、毎月勤労統計の結果はさまざまなものに反映されています。その数値が修正されることになれば、影響は多岐に及ぶというふうに考えます。現時点での県行政への影響を総合政策部

長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 毎月勤労統計の結果は、国民経済計算の推計にも用いられているため、毎月勤労統計の再集計が行われたことを受け、内閣府は、1月25日に国民経済計算の修正・公表を行いました。

県が行う県民経済計算の推計につきましては、この国民経済計算の結果等を加工したデータを国のほうから提供を受けまして作成しておりますけれども、まだ、そのデータが示されていないため、例年3月に行っている県の公表がおくれる見込みであります。

また、県においても調査票の配布・回収に際し、今回の問題を理由とした調査拒否が2件発生しております。今後、県民からの協力が得にくくなるのではないかと懸念しているところであります。

○渡辺 創議員 毎月勤労統計の結果が反映されるGDPの統計が提供されないために、県としては毎年3月に行っている県民経済計算の公表ができずにいるということと理解しました。内閣府が1月25日に出した資料にそのことが詳しく書かれておりますが、ことし3月に公表予定だった県民経済計算というのは、平成28年度分と理解をいたします。

また、答弁の中で、県民経済計算の公表時期への影響のほかに、調査拒否が起きているということでありました。厚生労働省のホームページを見てみますと、「毎月勤労統計の調査対象となった人や法人には調査に回答する義務がある」とされています。このことを踏まえても、今の状況は深刻な状況だと受けとめるべきだというふうに考えます。

今回の統計不正に関しては、2月5日の定例会見で、知事も基幹統計の結果を「国民共有の

財産」とされた上で、「大変残念なこと」というふうにおっしゃっておりますが、今回の調査結果のゆがみが県の労働行政に影響を与える可能性がないのかどうか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 現時点では、県の労働行政を進めていく上で直接的な影響は確認できないところであります。

なお、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証において、「常用労働者1人当たりの所定外労働時間が県平均所定外労働時間と比べて少ないこと」を審査項目の一つとして設定し、毎月勤労統計調査の結果を基準に判断しております。

同調査結果のうち全国平均については、先月、再集計値が公表され、所定外労働時間に変更はありませんでしたので、認証審査への影響はないものと考えておりますが、今後、厚生労働省において精査中である本県の再集計値について、注視してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 厚労省の資料によると、毎月勤労統計の結果は、今、国会でテーマとなっておりますが「経済指標の一つとしての景気判断」に加えて、「都道府県の各種政策決定に際しての指針」と位置づけてあります。ですので、その点を十分に踏まえて、今後の動きにも注意が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続き、この機会に、県が実施している各種統計についてお伺いしたいと思います。

今回、少し勉強しましたが、国が統計法で定める基幹統計調査は56あります。この基幹統計のうち県が委託を受けて行う調査は幾つあるのか。また県が独自に条例で定めて実施している調査の有無。また、ある場合には、その内容に

ついて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 統計法で定める56の基幹統計のうち、本県では、国からの委託を受けまして34の統計調査を行っております。

また、県では、県指定統計条例に基づきまして、産業動態統計、物資流通統計調査、現住人口調査の3つの調査を実施しております。

その内容であります。まず、産業動態統計は、足元の経済状況を判断する鉱工業指数の基礎資料とすることを目的とし、製造業等の生産高、出荷高、在庫高の把握をするもので、毎月実施しております。

次に、物資流通統計調査でございますが、経済波及効果の分析に活用される産業連関表の基礎資料とすることを目的とし、県内事業所で生産された製品が、どの地域、どの業種で消費されたかを把握するものでありまして、おおむね5年に一回実施しております。

最後に、現住人口調査でございますが、各種行政施策の基礎資料とすることを目的とし、県内市町村の人口・世帯の移動状況を把握するもので、毎月実施しております。

○渡辺 創議員 県が関与する調査で最大規模の調査は、国勢調査だろうと推察しますが、最近の国勢調査である平成27年調査の概要を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 平成27年国勢調査では、県内に在住している約46万世帯、約110万人を対象に調査を行いました。

調査に当たっては、統計調査員5,500名とその指導等を行う指導員883名の方々に、平成27年7月から11月の5カ月の間、事前準備や調査活動に従事していただいたところであります。

○渡辺 創議員 県内で調査員、指導員合わせ

て6,000名以上という規模の調査ですので、大変大きな調査だというふうに思います。国勢調査を初め各種統計調査を実施するに当たって、今浮き彫りとなってきた課題とその対策を、引き続き総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 近年の個人情報保護に対する意識の高まりや、オートロックマンションの増加などによりまして、統計調査を取り巻く環境は厳しくなっております。

また、調査員の高齢化や人員不足等に伴いまして、調査員確保についても困難になってきている状況でございます。

このため県では、チラシの配布やラジオ等を活用し、県民に統計調査の重要性を啓発するとともに、マンション管理会社等に対しましては、調査の周知・協力依頼などを行うなど、調査環境の整備に努めているところであります。

また、調査員の確保に向けましては、市町村を通じて、統計調査員となる意思を有する方をあらかじめ登録し、資質向上のための研修等を行うなどしているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

国の不正問題はともかくとして、今、統計調査自体が非常に難しい曲がり角にあるということがわかってきました。いずれにせよ、統計自体の信頼が失われるという事態になっては元も子もないというところですから、少なくとも宮崎県においては万全の取り組みを模索いただきますようお願いを申し上げまして、このテーマを終わります。

次に、2巡目国体に向けた体育施設整備についてお伺いします。

都城市山之口での整備を決めながら、関係競技団体との意思疎通に課題が露呈していた陸上競技場整備についても、知事の記者会見等を見

ておりますと、大方のコンセンサスが得られたという状況かと理解をしております。その意味では、宮崎市錦本町への整備を決めたプール、さらに延岡のアリーナ型体育館を含め3施設とも、整備に向けて新たな段階に駒を進めたというところだと考えますが、新たな段階を迎えた今、整備費の見通しと財源確保に向けた考え方を、改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 主要3施設の整備費用につきましては、他県の例を参考に計算した概算では、陸上競技場が約200億円、体育館は約85億円、また、プールについては、一部屋外の場合で38億円から58億円程度、全て屋内の場合で78億円から98億円程度を見込んでおります。

これらの施設整備に当たり、陸上競技場と体育館につきましては、それぞれ地元市にも整備費用等の一部を負担していただくこととしておりますが、活用可能な国の補助金あるいは交付金や、県債の活用、一般財源を組み合わせ対応していくこととなります。

また、プールにつきましては、官民連携による整備手法の可能性について、引き続き検討を進めていくこととしております。

○渡辺 創議員 最大幅で総額385億円から400億円弱ぐらいなのかなと理解しました。今、御答弁にもありましたが、県は計画の当初から、立地基礎自治体に対しても一定規模の財政負担を求めていくという方針を示しているわけですが、当該自治体との現時点での協議状況はどのような状況にあるか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） まず、陸上競技場につきましては、県と都城市が分担して施設整備を行うこととしておりまして、全体事業

費約200億円のうち、都城市は公園区域西側の造成と、補助競技場や多目的広場、駐車場整備など、50億円程度の事業を実施していただくこととなっております。

また、体育館につきましては、これまでの施設規模や整備の進め方等について確認したところでありまして、費用負担や役割分担については、引き続き延岡市と協議していくこととしております。

なお、プールにつきましては、どの市町村からも整備の希望がなかったことから、県において宮崎市錦本町に整備することとしましたが、今後、施設の整備に向け、都市計画上の取り扱い等について宮崎市と協議を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 都城の負担についてですが、協定を結んで全体事業費の10分の1程度というふうに伺っていた気がしました。きのうも本会議で、山下議員の質問でやりとりがありましたけれども、先ほどの50億というのは、都城市が国から受ける交付金等も含めたもので、いわゆる真水は「20億円」程度というふうに理解をしてよろしいかと思えます。

続けて、県総合運動公園にある既存プールについてお伺いします。このプールは、陸上競技場よりも1年早い昭和48年の開場ですので、既に45年が経過しております。スタート台や水温管理に課題があるというふうに、これまでも議会では説明を受けてきたところですが、新プールの建設後、この既存プールの取り扱いについてはどのように考えているのか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今回、プールを新たに整備することで、これまで県総合運動公園のプールで開催されていた各種大会等は、

基本的には新しいプールを活用してまいりたいと考えております。

したがいまして、県総合運動公園にある既存プールのあり方については、競技団体や関係機関の御意見等も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 次に、現在の県体育館について伺います。9月の代表質問でも指摘をしましたが、現県体育館用地について、県は少なくとも平成38年の2巡目国体までは練習場等として活用するという方針です。その県体育館用地を、宮崎市が構想中のアリーナの候補地4カ所の一つとして挙げています。9月にも申しましたので、繰り返しません、大変強い違和感のある出来事でした。県には8月に戸敷市長が知事を訪ねて、その旨を伝えたということですが、その後、具体的な協議等は行われているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎市のアリーナにつきましては、現在、宮崎市において、基本構想策定に向けさまざまな検討が進められていると伺っておりますけれども、具体的な説明や相談は、まだいただいているところがございます。

○渡辺 創議員 宮崎市は今年度中に基本構想を策定する方針というふうに聞いておりますが、用地を県から提供してもらうのか、売却であればどうなるかなど、これがリアルな話かどうかわかりませんが、基本構想の策定にも関係してきてくのではないのかなというのが、正直に感じる所です。事前の調査というのは、土地の持ち主と全く協議もせず、意思も確認することも行わずに行えるものなのか。やはり違和感が拭えませんが、質問を続けます。

県体育館は昭和43年6月の開場ですので、既

に50年となります。指定管理のため算出が難しいかもしれませんが、現在、年間の維持管理にどのくらいの費用が必要なのか。また、直近の大規模修繕の規模を、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県体育館は、指定管理者による維持管理を行っておりまして、経費総額から利用料金を差し引いた指定管理料の積算額は、年間約2,700万円となっております。

また、直近10年間で行った大規模な工事は、耐震改修工事と電気設備工事の2件であり、要した経費は約4,000万円となっております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

山之口への陸上競技場整備を決める段階で、県は、県民の理解醸成と意思形成には一定の時間がかかるということを学んだはずです。予定地が決まり、国体に向けた体育施設整備は新たな段階に入りました。次は、現有施設の活用法や跡地利用、さらには整備に必要な財源負担をどのようにして平準化させていくのかなどをできるだけ早く県民に示すことが、県民の納得いく施設整備ということにつながっていくのではないかと思います。知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 7年後の国体及び全国障害者スポーツ大会に向けた今回の施設整備は、スポーツランドを掲げる本県にとりまして、本県の将来に向けた大きな投資——金額的にも大きいとともに、大変重要な投資であるというふうに考えております。

その額につきましては、今後設計を進めていく中で、また精査していくこととなりますが、共同整備を行う地元市の負担や、国の補助制度等の活用に加え、整備費用や維持管理費を抑えるための工夫も行いながら、可能な限り、財政

負担の軽減について取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在の施設や跡地の利活用につきましても、競技団体や関係機関の御意見を伺い、十分に連携しながら、方向性を整理し、あわせて、県の方針をできるだけ県民の皆様にお示しできるように、検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 特に現有施設については、この国体をめぐる議論が始まった当初は、原則的に「スクラップアンドビルド」だという方向で県は話をしていたと私は感じていました。その後、何となく話が体育施設の増設・拡大という方向に明確な意思なきまま流れていっているのではないかという不安を少し感じています。もちろん、利用できるものは県民の利便のために可能な限り使うというのは、一つの考え方だと思いますし、それならそれで明確な方針を示せばいいのだろうと思います。

県体育館は既に50年、プールも45年です。新施設と既存施設の2つが利用できる期間が長くなればなるほど、当然、新たに利用できるようになった県民や利用層というのは広がるわけです。そういう皆さんは、古い施設を閉めるという段階が来れば、当然、代替えの施設が欲しくなるというのは、人間の自然な欲求であるとも思いますので、そのあたりも踏まえて、新設の見通しが立ってきたからこそ、既存施設をどうするのかということも、きちんと判断すべき時期が近づいてきていると思っています。この点は問題提起にとどめて、このテーマ最後の質問に移りたいと思います。

2月21日の宮崎日日新聞によると、宮崎市が構想を持つアリーナ建設を、県が、民間資本の活用も検討しながらプール整備を予定している

宮崎市錦本町で一体的に整備することに関する
ことを求めている、というような声があるとい
う中身の報道でございました。総合的に状況を
考えると、大変厳しい話のように感じていま
すが、仮に宮崎市からそのような申し出があ
った場合、検討の余地があるのか。知事にお
伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎市の錦本町
県有グラウンドに整備することとした県プ
ールにつきましては、PFI方式によりま
す整備の可能性や都市計画上の取り扱い
について、今後、具体的な検討、協議を
進めていく、そのようにしております。

宮崎市のアリーナ構想では4つの候補地
が挙げられており、県体育館敷地はその
一つとされておりますが、錦本町県有
グラウンドは対象にされていないと
ころであります。市のアリーナ構想
とは別に、現時点でプール整備の
検討を進めているところであります。

PFIの検討後は、設計や建設作業
に移行することとなり、7年後の
国体開催に向けたスケジュールに
余裕はありませんので、現時点
では、私自身も直接お話を伺
っておりませんし、2つの施設
の一体的な整備というものを
想定しているわけではありません。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それでは続いて、JR宮崎駅西口の
民間事業者による複合ビル建設
に合わせ、県は新年度の新規
事業として、宮崎駅西口駅前
広場整備事業として設計等に
必要な3,000万円を計上
しています。整備方針を決めた
経緯と整備の基本的な考え
方を、総合政策部長にお伺
いたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎
駅西口の再整備につきましては、
民間事業者による複合ビルの
建設計画を契機として、昨年
7月に宮崎

市が地元の商店街振興組合連
合会などからの要望を受けま
して、8月に宮崎市長から知
事に対して、にぎわいの創出
に向けた再整備の要望書が
提出されたところであります。

県としましては、中心市街地
の活性化はもちろんのこと、
県全体への観光物産面の波及
効果や鉄道の利用促進など
も期待されますことから、再
整備を進めることとしたと
ころであります。

再整備に当たりましては、
新たに、にぎわいを創出し、
人の流れを中心市街地につ
なげるとともに、歩行者の
安全にも配慮してまいり
たいと考えております。

○渡辺 創議員 民間事業者による
開発の概要と、県が取り組
む広場再整備の概要を、
総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 事
業者による開発概要によ
りますと、複合ビルは「JR
宮交ツインビル」として
建設予定でありまして、
駅前広場南側には商業
テナント・映画館・オ
フィスなどを有する10
階建てのビルが、また、
その西側には商業テナ
ントから成る6階建て
のビルが、2020年秋
の開業を目指し、それ
ぞれ建設されること
であります。

県による広場再整備につ
きましては、南側のビル
に隣接する歩道等を中
心に、にぎわいを生み
出す「イベント空間」
や、人の流れを町なか
につなげる「にぎわい
・交流空間」として進
めるとともに、利用者
の利便性・安全性を向
上することで、誰もが
楽しめる広場づくり
を目指していくこと
としております。

なお、整備全体につ
いては検討の段階で
ありますが、整備の中
心となります広場南
側の面積は、約6,500
平方メートルとな
っております。

○渡辺 創議員 わかりました。あ
りがとうござ

ございました。

今回、このテーマを質問するに当たって、執行部のいろんな部署の方々とお話をさせていただきましたが、県の立場からすれば、中心市街地のあり方というのは、基礎自治体の果たすべき役割ということとはよくわかりました。それはそのとおりだと思いますが、それはわかった上で、しばらく勝手につぶやこうかと思っています。

今、宮崎市では、市街地中心部の軸を転換させようという動きが進みつつあると感じています。実現性の確度はともかくとして、大きな箱物の事業、例えば、「市庁舎の整備問題」と、先ほども議論の中にも出てきた「アリーナ構想」が検討されている、それが当たるかと思いますが、市庁舎問題は、今月22日の市民懇話会で、「総意として建てかえが望ましい」という方向が示されています。現地（今の市役所の場所）以外での適地としては、これまでの議論の中では、宮崎駅東口の中央公園や、またもや県体育館用地が挙がっているということになっています。そしてアリーナのほうも、宮崎駅東部東側の4カ所が候補地となっている状況です。さらに今回の西口整備。このような全体状況を加味すると、「ああ、宮崎市の市街地の中心軸は、橋通りから、どちらかといえば駅、高千穂通り、そして駅を真ん中にした東西エリアに流れていくのかな。そういう人の流れをつくっていくのかな。スライドしていくのかな」というイメージを俯瞰して感じるができるかと思っています。

そのことは、宮崎市が昨年8月に西口整備を求めて県に提出した要望書の中でも、駅東エリアに「多機能複合型アリーナ構想を検討中」とした上で、「駅の東西エリアを連結させて中心市街地の大きな人の流れを造成したい」と記さ

れていることから明らかだと思います。

話を原点に戻しますが、宮崎市街地のあり方は、当然「市町村の仕事」という県の立場は十分に踏まえた上で——ただ、ここは県都、宮崎は県都でもあります。宮崎県の中心でもあります。あえて言いますが、宮崎県の中心部の都市機能のあり方について、県と宮崎市の間で十分な理念の共有を図っておくことは重要ではないかと思っています。県は、宮崎市の要望を聞き入れて、西口整備に大きな県費を今後投入する予定なわけです。その意味でも、この西口広場整備も、一角となるまちづくりのイメージでありますので、そのまちづくりのイメージを的確に共有しているにこしたことはないだろうと思いますが、知事の御見解はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 地方行政さまざまな施策がありますが、都道府県、市町村、適切な役割分担のもと、法令に従って、それぞれ自主的に判断し、また進めていくということが大事であるとともに、その連携も大変重要であろうかと考えております。

県全体の浮揚を図るためにも、県内市町村との緊密な連携が必要であるという考えのもとに、これまでも「対話と協働」を基本に取り組んできたところであります。特に今、御指摘のありました宮崎市は、県庁所在地、県都であります。県内人口のほぼ3分の1を擁し、県庁や空港などの行政機関、また交通機能が集積をしている宮崎市との連携というものは、極めて重要であろうと考えております。幸い、宮崎市と県とのさまざまなコミュニケーションが図られる状況にあらうかと考えておりますので、今後とも、その連携、意見交換また課題の共有に努め、相乗効果を発揮しながら、県政の浮揚に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 話は尽きませんので、このあたりにしたいと思いますが、知事がおっしゃったように、それぞれの施策の相乗効果を図っていくという意味でも、県と宮崎がどうあるのかという理念の共有というのは、極めて大事なお話じゃないかと思っておりますので、県の立場から、ぜひ関心を向けていただければと思っております。

それでは、テーマを変えます。次に、教職員の採用・働き方に関して、教育長にお伺いをしてみたいと思います。

これまでも本会議質問等で扱ってまいりましたテーマですが、改めてこの機会に整理をさせていただきたいと思っております。

まず、県内の公立小中学校で勤務する教職員の総数と、そのうち臨時的任用講師及び非常勤講師が占める割合はどの程度になっているでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 平成30年5月1日現在における公立小中学校教員の総数は、6,193人です。また、そのうち臨時的任用講師は、789人で12.7%、非常勤講師は、常勤1人当たりの勤務時間で換算いたしますと、66人で1.1%です。

○渡辺 創議員 正規の先生以外の方々が大體13%程度と理解をします。それでは、正規の教職員数に不足が生じた場合、各学校はどのようにして臨時的任用講師や非常勤講師を確保するのでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 臨時的任用講師等が必要になった場合には、校長が、県教育委員会に登録されている任用希望者の名簿をもとに面接を行った上で、適任者を任用しております。

○渡辺 創議員 では、その臨時的任用講師の募集スケジュールはどのような流れになっている

のか。また、平成30年度、今年度の任用状況をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 臨時的任用講師等の登録申し込みにつきましては、年間を通して随時受け付けておりますが、特に、次年度4月からの任用希望者につきましては、10月から12月末を募集期間として設定し、集計の後、2月に教育事務所を通じて、各市町村教育委員会に登録者名簿を配付しております。

また、随時受け付けている登録者分につきましても、任用希望者の情報をその都度提供しております。

次に、平成30年度の登録者の任用状況につきましては、11月末現在で、臨時的任用講師及び非常勤講師の登録者数は、小・中・県立学校合わせて1,538人、そのうち、任用されている数は1,276人となっております。

○渡辺 創議員 登録数が1,538人で、そのうち任用されている方が1,276人ということですので、登用率は83%程度かと思っております。また、教育委員会の方々にさらに実態を伺うと、任用されていない方でも、ほかの仕事についていらっしゃったりとか、市町村の支援員として仕事をなさっている方というのも多くいるということですので、年度途中での登用がなかなか難しいという実態がわかってきました。

なぜこのような数字を確認していったのかというと、実は先月、私のところに1通のファクスが届きました。宮崎市内にある、とある小学校に勤務をされている先生からでした。その内容は、勤務している学校の窮状を訴えるもので、具体的な例示は避けませんが、比較的小規模な学校でしたが、年度途中に退職や休職になった先生がいらっしゃって、学校の6分の1のクラスが担任不在の状況が続いている。学校の全

職員でカバーをしているが、かわりの先生、つまり臨時的任用講師も見つからずに、先生方は出張にも出ることができなく、体調が悪くても学校を休むこともできない状況が続いているというものでした。教育委員会にも確認をお願いしましたし、偶然にもその学校の保護者の方や関係者の方を知り得る立場にあったので、話を聞いてみましたが、訴えにあったとおりの状況ということでした。決して校長先生や教頭先生が悪いという話ではなくて、多くの皆さんが一生懸命頑張っているけれども、それが改善できないという状況で、ある意味では、本当に深刻だなと感じたところです。

さまざまな状況で、先生方も退職とか休職を余儀なくされたということですが、この現状というのは、働いている先生方もそうですが、学校に通っている子供たちにとっても、大変落ち着かないというか、辛いという状況ではないだろうかと思います。このような状況も踏まえて、教職員確保の現状と課題について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 学校におきまして教員の不足が生じた場合に、速やかに講師等を任用するという事は、極めて重要なことだと認識をしております。

一方、学校現場では、講師等を確保することが、以前に比べて厳しい状況になってきておりまして、今後、講師等の登録をいかにふやしていくかが大きな課題であると認識しているところであります。

県教育委員会では、これまでも、電子登録の導入による登録手続の簡素化や登録を随時受け付けとするなど、講師等の確保に取り組んでまいりました。さらに、任用希望者の拡大を図るため、広報番組や新聞の県政掲示板等を活用す

るとともに、教員養成課程のある大学への広報活動を行うなどして、登録制度の一層の周知に努めております。

今後とも、学校現場に教員数の不足が生じることのないよう、正規職員の適正な採用も図りながら、講師等の確保に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 大変な状況だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。続けて、今の御答弁の最後のほうにもありましたが、採用に関してお伺ひしたいと思います。

6月の一般質問で、長年、教職員採用に著しい偏在があつて、競争倍率に大きな違いがあつたこと、また、この構造的な課題によって、長く採用の機会に恵まれず、臨時的任用講師を続けるしかなかった先生方が多数いるということ指摘させていただきました。その上で、今年度実施の採用試験から、今まで40歳以下とされてきた年齢制限が事実上撤廃されて、受験機会が大きく広がったことを高く評価しているところです。

採用試験の結果、これまでは受験資格がなかった41歳以上の中から、今年度の採用試験では小学校で19名、中学校で8名、高校で1名、特別支援学校で3名の計31名が正規教員としての道が開かれ、その割合は全体の11%に達していると伺っています。しかも、そのほとんどの方々が臨時的任用講師として働いてきた先生方ということですから、大変望ましい結果になったのではないかなと思っています。そこで、今後の採用見通しと、今年度の採用試験の結果について、教育長の所感をお伺ひしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 平成31年度の教員採用内定者数は391名でありまして、ここ10年間で

最も少なかった平成24年度の120名と比較しますと、3倍以上にふえているところでもあります。

ここ数年、定年による退職者が大幅に増加しておりまして、今後も同様の状況が見込まれますことから、これからの数年間は、平成31年度と同程度の採用者数となると考えております。

また、今回の試験から、お話にありましたように、年齢制限を実質的に撤廃するなど、より受験しやすい環境を整えたところでもあります。

これによりまして、学校現場で活躍しているものの、年齢制限で受験できなかった臨時講師が採用内定となるなど、専門性にすぐれ、即戦力となり得る人材の確保が図られたと考えているところでもあります。

○渡辺 創議員 数年間は、今回と同規模程度の採用が続くということですので、今回残念だったという先生方にも、ぜひ引き続き頑張っていたきたい、正規教職員への道が開かれることを期待したいと思います。

続けて、教職員の働き方改革に関連して数問お伺いいたします。新規事業の中に、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」というのが挙がっております。学校現場の負担軽減を狙った事業と思いますが、どのような学校への配置を考えているのか。また、このスクール・サポート・スタッフとなる方というのはどのような人材をイメージしていて、具体的にはその方々への業務指示は誰が行うのか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員の事務負担軽減を目的に配置することとしておりますが、配置校につきましては、昨年10月に実施いたしました「教職員勤務実態調査」等の結果をもとに、市町村教育委員会と協議を行いまして、決

定したいと考えております。

また、採用者については、特別な資格等は要しないわけではありますが、学校の業務に詳しい元教員や当該学校に理解のある卒業生の保護者など、教育に興味・関心のある方の採用を想定しております。

なお、この取り組みは初めての試みであり、配置当初はさまざまな課題が出てくることも予想されますので、先進県の事例等も紹介しながら、具体的な業務や校内でのコーディネートのあり方について助言するなど、教員の事務負担軽減につながるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回は2年間の事業として計画をされているようですが、効果をどのような形で検証していくのか。また、効果が確認された場合には、規模を拡大していった宮崎県内の多くの学校に配置されていくと、そういうイメージで捉えていてよろしいのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スクール・サポート・スタッフ配置の効果につきましては、今後実施を予定しております「勤務実態調査」において、時間外業務削減や事務負担軽減などの観点から検証を行いたいと考えております。

また、配置の効果が確認できた場合には、その効果を広く周知するとともに、市町村教育委員会とも連携を図りながら、配置拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 本当に先生方、大変お忙しくて大変だなというのを感じています。そういう多忙をきわめる学校現場の負担を軽減して、先生方に、本来的な役割である子供たちと向き合うという時間をつくってもらおうというのは、極めて大事な取り組みだろうと思います。その

意味では、先ほどのスクール・サポート・スタッフ事業や部活動の外部指導者登用等、新年度事業の中にも注目されるべき事業が盛り込まれているというふうには理解をしています。

教育委員会では現在、「学校における働き方改革推進プラン」を取りまとめて、新たな取り組みを進めているところですが、その内容を見てみますと、家庭や地域との関係を見直し、役割の見直しというのにも含まれるかと思いますが、そのあたりが大きなポイントの一つになっているかなと思います。地域との関係性も含めて、負担軽減のためには、新たな取り組みを進めていくという意味では、逆に新たな課題というのも生まれてくるのではないかと思います。どのように対処していくお考えか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 「学校における働き方改革推進プラン」では、専門スタッフの配置や家庭・地域等との連携によりまして、業務の役割分担を行い、教職員の負担軽減を図ることとしております。

しかし、これらを推進していく上では、家庭・地域の理解を得ることや、外部人材の活用のあり方などの課題も予想されます。

そこで、プランの推進に当たっては、家庭・地域の方々にもわかりやすいリーフレットを作成し、丁寧に説明を行うとともに、学校においても、教職員の意識改革はもとより、外部人材の有効かつ円滑な活用について、常に共通理解を図るなどの取り組みを促進したいと考えております。

今後とも、広く学校現場や家庭・地域の声を聞きながら、プランの着実な実行に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマは変わりますが、引き続き教育長にお伺いしてまいります。県立五ヶ瀬中等教育学校についてお伺いします。

この五ヶ瀬中等教育学校は、日本で最初の中等教育学校であり、その前身の段階の1994年の開校以来、宮崎県が誇る特性のある学校として歩みを進めてきました。今春が開校25年ということになるのでしょうか。

この五ヶ瀬中等教育学校で、定員40名を募集要項等では公表しない形で、長期にわたって男子22名、女子18名の定員で固定し、入学選考を行ってきたことが、昨年11月、我が会派の満行潤一議員の本会議質問で明らかになりました。文教警察企業常任委員会でも大きな議論となったところです。教育委員会は、「教育の機会均等の観点で問題がある」として改善に向けた検討をスタートしたはずですが、検討状況はどのようになっているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 五ヶ瀬中等教育学校における男女比の改善につきましては、現在、県教育委員会におきまして、当該校長や小中学校の校長会の代表を含めた検討会を立ち上げ、募集人員や児童・保護者への情報提供のあり方について検討を進めているところでございます。

募集人員につきましては、全寮制教育という学校の特徴を踏まえますと、施設上の制約を受けざるを得ないことから、一定の男女別の定員を設ける必要があると考えております。

また、その内容については、受検者に対し正確な情報を提供する観点から、入学者選抜要綱に記載する方向で検討しているところであります。

今後、来年度の募集に向けまして、関係者等

の意見を伺うなど、議論を重ねてまいりたいと考えており、男女比の改善につきましては、6月をめどに結論を出す予定でございます。

○渡辺 創議員 今の御答弁では、「男女別の定数を引き続き設ける」という内容だったかと思えます。全寮制というスタイルをとっているために、施設面での制約があるという事情はわからなくはないんですが、男女別に枠を設けるという形では、その数が仮に20対20とか、男女同数になったからといって、それが教育機会の均等が図られたというふうに言えるかというところ、そうではないかなと思います。男女分けて選抜をするというところが既に機会の平等に当たらないというのが、この問題の根本だと思うところですよ。

ちなみに、これが採用等労働行政にかかわるような話、つまり就職ということであれば、男女別に採用数を設けること自体が既にアウトなわけですよ。同校は、今春25周年という節目を迎えます。全寮制というスタイルをとる限り、それを理由にするのであれば、例えば50周年目を迎えるころにも男女別の選考を続けることが果たしてできるのか。今回は答えは求めませんが、もう少し根本的なところでの見直しを求められているのではないかという気がしてなりません。そこは意見として申し上げておきたいと思えます。

また、今回の検討会には、いわゆる識者という外部の視点が入っておりません。小中学校校長会の代表というのが外部だというようなお話も、若干、教育委員会からは聞こえましたが、一般的に言えば、それは外部とは言いがたいという気もするところですよ。ぜひ、そのあたりも、もう少し幅を広げた議論が必要ではないかと考えるところですよ。この件については以上

とさせていただきます。

テーマを変えまして、企業インターンシップについて議論をしたいと思えます。

就職活動の前段階として、大学生等を対象にしたインターンシップという言葉聞き始めたのは、ちょうど私が大学生のころだったので、かれこれ20年以上の時間が流れたと思えます。最近では、県の事業の中でも頻りにインターンシップという言葉を目にするようになりました。県の労働政策部門が関与してきたインターンシッププログラムの実績を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） インターンシップは、大学生等が県内企業の理解を深めるよい機会になることから、県内就職促進や早期離職防止に重要であると考えております。

このため、商工観光労働部におきましては、県内企業とインターンシップを希望する学生とのマッチングに平成24年度から取り組んでおりまして、平成29年度までの6年間で、県内企業113社において、延べ841人の学生がインターンシップに参加したところであります。

○渡辺 創議員 県は昨年度からインターネット上で、宮崎でのインターンシップを希望する学生と地場企業のマッチングを行う「みやざきインターンシップNAV I」を導入しましたが、その狙いと特徴をどう考えているのでしょうか。また、新年度は、さらなる推進強化を図るということですが、どのような目標値を設定しているのでしょうか。商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「みやざきインターンシップNAV I」は、インターネット上でマッチングを行うことで、学生と企業双方の事務的な負担を軽減するとともに、県

内企業のインターンシップ情報を集約化し、広く県内外の学生に県内企業の魅力を発信することなどを狙いとして導入したものであります。その特徴といたしましては、大手人材紹介会社が運営するサイトには掲載されていない小規模な企業の情報も無料で掲載しているところにあります。

また、来年度の目標値は、「インターンシップNAV I」にプログラムを登録する企業数125社、参加学生数180人です。

○渡辺 創議員 私も何度かこのサイトを見させていただいたのですが、大変よい取り組みだなと思います。印象としては、ワンデーのインターンシップが非常に多いという印象を持ちました。業種も思いのほか幅が広いなという印象を持ったところです。そこで、企業側の立場から検証してみたいと思いますが、昨年度、参加登録をしながら、学生の受け入れがなかった企業、言いかえると、インターンシップに登録したけれども、学生が来なかった、マッチングがうまくいかなかったという企業が何社あったのか。また、受け入れがなかった原因をどのように分析し、今後どのような取り組みをするつもりなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年度、「インターンシップNAV I」にプログラムを登録した企業112社のうち、学生の受け入れのなかった企業は、67社となっております。

受け入れのなかった主な原因は、企業の知名度がそれほど高くないこと、登録者の約8割が文系の学生であるにもかかわらず、理系の学生を希望する企業が多いこと、企業の魅力を伝えるプログラムが提供できていないことにあると考えております。

今後は、県内企業との連携を一層強化するた

め、企業からの相談全般に対応する企業支援員を来年度から新たに配置し、未実施企業や学生の受け入れがなかった企業等を訪問し、プログラムの作成支援などを行うこととしております。

特に、受け入れ実績のない企業につきましては、実情を踏まえたプログラムづくりなど、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 112社のうち67社が実績がないというこの数字は、かなり重たい数字というふうに受けとめざるを得ないのかなと思っています。参加を決めた企業の皆さんの意欲がそがれるようなことがないように、答弁にもありましたけれども、企業サイドに立った応援、後押しというところが重要ではないかなと強く思うところです。なので、新年度の対応は、そのあたりに重点を置いたものにしていただきたいと思うところです。

このテーマ最後の質問にしますが、インターンシッププログラムに宮崎県が取り組む最大の理由は、「地場企業」と「宮崎志向の学生」をつなぐということにあると思います。そこにこだわりを持たないのであれば、大手の民間の業者が提供するインターンシッププログラムでいいと思うわけですので、ぜひ、その面をきちんと強化していくためにも、地元の企業や学生のニーズをもっと的確に把握する必要があるというふうに思いますが、その点、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 全国的な人手不足を背景としまして、都市部の大企業を初めとして、学生の採用活動が早期化しております。そういう中で、地元企業や宮崎志向の学生のニーズを的確に把握することは、ますます重要になって

きているものと認識しております。

私もこれまで、学生や若手社会人、企業経営者の方々から直接お話を伺うために、業種別、分野別のふれあいフォーラムや立地企業へのフォローアップ訪問などを行ってきているところでもあります。また、先日は、東京で、本県出身の社会人や学生とU I J ターン促進に向けたトークイベントを開催するなど、県内外でさまざまな機会を捉えて意見交換を行っているところでもあります。

また、個人的な話で恐縮ですが、まさに今週、私の大学3年の子供が、ある県ゆかりの企業でインターンシップを行っているところでありまして、参加した側の感想、それから実施した側の感想も、それぞれを聞き取りながら、その実態や課題などの把握に努めてまいりたいと考えておるところであります。

インターンシップは、県内企業への就職や定着につながる重要な取り組みでありますので、できるだけ多くの企業と学生とのマッチングが図られるよう、それぞれのニーズを踏まえた上で、今後とも引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ知事も、息子さんにもその辺よく聞き取りをしていただきたいと思うところですが、先ほど申しました、「インターンシップNAV I」の参加学生向けアンケートというのがあります。知事はごらんになったことがあるかどうかわかりませんが、選択肢形式になっていて、何と言ったらよいのか、非常に「配慮した」というか、「優しい」というか、「遠慮した」というか、聞く内容が、もうちょっと突っ込んでいろんなことを聞いてもいいんじゃないのかなど。例えば、宮崎への就職の意欲がどれほど強いのかということ把握で

きるような中身であったりとか、せめて出身高校がどこにある学生さんがこういうところに参加しているのかとか、その辺をもう少し踏み込んで情報収集して、今後の戦略を練る十分な材料にしていだけないかなと思います。現場では、学生さんにも気を使い、大変御苦労があるんだらうと思いますけれども、ぜひそういう検討もお願いしたいと思います。

次に、硫黄山の活動活発化による影響等についてお伺いします。

硫黄山の活動とそれに伴うえびの市長江川の水質変化による農業への影響に関する県の現状認識を、危機管理統括監と農政水産部長にそれぞれお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 硫黄山の活動状況につきましては、昨年4月の噴火以来、硫黄山の南側で、活発な噴気と泥の噴出活動が続いております。

また、気象庁によりますと、霧島山の深い場所でのマグマの蓄積を示すと考えられる基線の伸びも継続しておりまして、火山活動の長期化も考えられるとのことでもあります。

河川の水質の状況につきましては、上流部では強い酸性を示すなど、噴火当初とほぼ同等の水質で推移しております。下流の川内川合流付近では、おおむね環境基準を達成する傾向が見られますが、現在でも水質は変動しておりまして、継続した水質調査が必要だと考えております。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業分野への影響でありますけれども、昨年の河川白濁により、農業用水としての利用が困難となった地域の水田は、全体で463ヘクタールでございます。

このうち、当初計画していた作物から変更があった水田は269ヘクタールとなっております。飼料

作物や地力増進作物などへの転換を余儀なくされたところがございます。

また、えびの市の主要品目であります主食用米につきましては、当該地域で作付が148ヘクタール減少いたしましたけれども、一方で、ほかの地域での作付拡大によりまして、えびの市全体では89ヘクタールの減少にとどまったところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

新年度予算案の中に、石灰石を活用した水質改善の実証実験がありますが、その狙いに加えて、順調に効果が確認できた場合、本格的な運用に向けたスケジュールをどのように考えているのか。環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県におきましては、これまでの実証試験結果を踏まえ、ことしの農業用水が必要な時期における、河川の全水量による実証試験を実施したいと考えております。

この水質改善は、自然を相手とする大変難しい取り組みであります。実証試験においては、石灰石を用いて、上流部での水素イオン濃度（pH）を1程度改善させ、さらに自然の浄化作用による、下流域における水質改善効果を確認することとしております。

特に、ことし、川内川からの取水再開を予定している堂本頭首工の水質安定化に向けた課題を検証し、効率的な運用方法などを検討することとしております。

県では、検討結果を踏まえ、来春から、水質改善策の運用を始めることを目標に、国やえびの市と連携しながら、実用化に向けた具体的な対策案を、ことし秋に取りまとめたいと考えております。

○渡辺 創議員 県が部局横断的に状況改善に

向けて取り組んでいるということがよくわかりました。今後、えびの市の当該地域が安心して営農を継続していくためには、一つの方法論ではなくて、多角的にというか、さまざまなアプローチで安全性の担保を図ることが必要なんだろうと思いますが、その点、県の認識を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この地域は稲作を中心とした農業を展開しておりまして、本県を代表する米どころの地域であります。今後も営農を継続するためには、まずは、安全な農業用水の確保が重要であると認識しております。

このため今年度、用水路の改修や、水質が悪化したときに取水を自動的に停止するシステムの整備等を行っておりまして、ことしの水稻の作付可能面積は、昨年より約138ヘクタール増加する見込みとなっております。

今後とも、長江川以外の河川や湧水等を利用した代替水源の確保を進めますとともに、生産された農作物の安全性の検査や、えびの高原での水質改善に向けた実証実験に取り組むなど、地元えびの市としっかり連携しながら、安心して営農できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。引き続きの取り組みをお願いいたします。

次に、企業局の所有するドローンについてお伺いします。

今、官民を問わずさまざまな場面で、ドローンの活用の可能性が広がりを見せているわけですが、県企業局での活用状況を、企業局長にお伺いします。

○企業局長（図師雄一君） 平成27年度から今年度までに、全国26の公営電気事業者のうち、11団体がドローンを導入しているところで

すが、本県は平成28年度に、4 Kズームカメラ搭載機など2台のドローンを導入しております。

また、操縦者の育成につきましては、他県に先駆けて、国のガイドラインに準じた「操縦者育成研修実施要領」を制定し、独自の操作訓練を行っており、現在、全国で最多となる24名の操縦者を育成しております。

これまで、送電線鉄塔上部の点検や、急斜面の水路の調査、ダム上流部の河川状況調査などに活用しており、これにより、危険を伴う高所での作業が安全かつ容易に行えるとともに、目視が困難な箇所についても、より詳細な調査が可能となったところであります。

さらに、平成29年度には、全国的にも珍しい水中ドローンを1台導入しております。比較的透明度が高いダム貯水池などにおきまして、取水口等の調査を効率的に行うことが可能となったところであります。

○渡辺 創議員 一定の訓練を経た操縦者を全国最多の24人も養成しているというのは、ちゃんと人的な養成も行って、ドローンを宝の持ち腐れにしないという意味で、まじめな取り組みだと思います。ドローンには今後の幅広い活用が期待されるわけですが、そのあたりを企業局長どのようにお考えでしょうか。

○企業局長（図師雄一君） 今後のドローンの活用につきましては、引き続き操縦者の養成を継続しながら、ドローン使用体制の強化を図り、企業局が所有する施設全般の管理を初め、一ツ瀬川県民ゴルフ場のPR動画の撮影などにも活用してまいりたいと考えております。

また現在、国におきましては、ICTやAI技術を活用した送電線等の点検の完全自動化などを目指して、官民研究会を立ち上げていると

ころであります。

企業局といたしましても、このような動向を注視しながら、将来的には、最新技術を活用した高度な利用や多様な活用方法について、検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 実は、局長とも御一緒しましたが、昨年の12月に、日南市の酒谷であった「緑のダム造成事業記念植樹祭」に、日南市選出の外山副議長や高橋透議員とともに参加させていただきました。その際に、企業局のドローンのデモ飛行を見せていただきました。機体の操縦をされる方と映像の撮影をする方が2人ペアになって、非常に巧みにドローンを飛ばし、すばらしい技術で大変感心したところであります。こういう職員さんたちを地道に養成していくという取り組みが、必ず宮崎県企業局の将来的な強みになると思いますので、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

次に、警察本部長にお伺いをいたします。

警察本部では、この春の異動に合わせて、警察官の居住地制限の緩和を図りましたが、その狙いと具体的な緩和の内容をお伺いしたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 本県警察官は、勤務部署の管轄区域内への居住を原則として、これまで、家庭の事情等がある職員については、その例外としておりましたが、家族との同居を進めることにより、警察官の経済的・精神的負担の軽減と健康管理の向上を図る、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革をより一層推進する、働き方改革等により優秀な人材を確保するなどの狙いで、本年2月から、一部の職員を除き、居住地から勤務部署までの最短の所要時間が1時間以内の者について、管轄区域外からの通勤を可能とする居住地規制の緩和の

試行を開始しております。

○渡辺 創議員 かなり大幅な緩和と。全国的には同じようなことに取り組まれているところもあるということですが、緩和後、警察官の皆さんの勤務地と居住地の関係はどのようなイメージになっていくのか。また、今回の緩和により、当然、今までの単身赴任手当とか通勤手当、その辺の変動が起こってくるというふうに思いますけれども、経費面での状況変化はどのようなことが想定されるのか、またそのあたりの見通しはどうなっているのか。警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） これまでは、ほとんどの警察官が管轄区域内に居住しております。今回の居住地規制の緩和の試行では、事件・事故の発生に備えまして、勤務部署ごとに、管轄区域内居住者が勤務員数に占める割合を少なくとも5割以上としておりますことから、およそ5割から6割の警察官が管轄区域内に居住するのではないかと思います。

また、経費につきましては、今回の居住地規制の緩和の試行により、単身赴任者が減少すると思われ、そのことによる単身赴任手当等の減少、管轄区域外からの通勤者が増加すると思われ、そのことによる通勤手当等の増加などが予想されますが、予算の範囲内で対応できると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

ここまでの答弁の内容を踏まえた上で、いろいろ警察本部の皆さんにも伺いましたが、警察官の皆さんの自宅、持ち家がある方々というのは、大体約7割から8割が宮崎市内に居住ということのようでありますので、その辺を考慮すると、実際に大きな変化がありそうな警察署というのは、宮崎市から車で1時間以内で行ける

という幅ですので、例えば、高鍋であるとか高岡であるとか、日南であるとか西都であるとか、そのあたりが具体的にイメージしやすい警察署なのかなという印象を持ったところです。警察官の皆さんのワーク・ライフ・バランスが整うというのは非常にいいことだと思いますが、一方で、管内居住率が下がるということに対して、住民の皆さんの「安心感」という観点で、その面の不安を持つ方もいらっしゃるかもしれません。そのあたりについての御見解を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 今回の居住地規制の緩和の施行では、夜間・休日の事件・事故の発生に備えまして、警察署の署長・副署長・課長等の幹部、捜査・交通部門等に従事する係長、若手巡査等を管内居住としております。

夜間・休日の事案に際しましては、これまでどおり、当該幹部以下、当直勤務員や交番勤務員等が対応するとともに、事案の規模等により、必要に応じて、他の管内居住者及び管外居住者が応招して適切な対応をとり、住民の皆様の安全と安心を守ってまいります。

○渡辺 創議員 警察官の皆さん、職務上も大変大きな責任を背負いながら、また家庭のことも考えなければならないわけですから、その辺がうまくいくことは大事なことだと思いますので、引き続き、事業がうまく回るように、ぜひ御配慮いただきたいと思います。

次に、性的マイノリティーをめぐる課題に関してお伺いしたいと思いますが、今年度事業の中に、理解促進のための県庁レインボーライトアップ事業が入っています。これまでに、この議会でも必要性を説いてまいりましたが、県としてきちんと向き合う姿勢の証明として、「性的マイノリティー」という言葉を事業名に盛り

込むべきだと主張してきました。その趣旨を踏まえて、年度初めの段階で初めて性的マイノリティーという言葉が事業名に冠していただいたんだと理解をしておりますが、事業の狙いを改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、昨年、性的マイノリティーの理解促進への取り組みの一環として、8月の人権啓発強調月間の最初の1週間、6色のレインボーカラーによる県庁舎のライトアップを試行的に行ったところがあります。

この取り組みは、広く新聞報道等でも取り上げていただき、多くの方々にごらんいただきました。この結果、性的マイノリティーの理解について県民の意識が高まり、啓発の効果があったものと考えております。

このため、来年度以降もこの事業に取り組むこととしたところをごさいます、ライトアップを初め、さまざまな手法による啓発を行っていくことで、性の多様性について、さらに理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

現在、県庁本庁周辺の庁舎などにある多目的トイレには、性的マイノリティーを象徴する「レインボーマーク」が表示されています。これは、私が性的マイノリティーをめぐる課題を本会議で初めて取り上げた平成28年9月の議会で、全日空の空港ラウンジトイレの取り組みを参考に、表示してみてもどうかと提案したことを受けて、県執行部で丁寧に検討いただき、翌29年に始まったものです。当時は桑山病院局長が総務部長で、御答弁をいただきました。

その際、私は、「多数にとっては気づかないような障壁であっても、当事者にとっては非常に大きな課題となる。そんな課題の除去にみん

なで力を合わせて取り組む、そんな宮崎県であってほしいと願うところです。多目的トイレについても、県が市町村や民間を引っ張っていくという観点からも、今回提示したLGBTの方々が少しでも過ごしやすくなるように対応を求めたい」と検討を願ったところでした。実は、当時はそう簡単に実現するとは正直考えておりませんでしたので、県には本当に真摯に誠意を持って検討いただいたことを、心から感謝しております。

その取り組みが始まって、一定の時間がたちました。宮崎でも、性的マイノリティーをめぐる課題に対する認識は広がり、理解醸成も少しずつ進みつつあります。そのような中で、多目的トイレのレインボーマーク表記についても、賛否両論の声が聞こえるようになりました。執行部も直接把握されていると思いますが、肯定的な意見と否定的な意見、両方があります。そのことに関する私の認識は、昨年6月21日の宮崎日日新聞の連載記事の中でも取り上げられており、正直な心情を吐露しております。その部分をちょっと読みます。

「一般質問をきっかけに、県庁トイレにレインボーマークが付き、当事者と知事との意見交換も実現した。「ほんの少しの前進（渡辺県議）」に手応えを感じる一方、トイレのマークについては「当事者は望んでいない」との否定的な意見も耳にした。「アライ（支援者）として少しずつ理解しようと考えながら進んでいるが、いつも手探り」と渡辺県議。「議員の仕事は繰り返し問題提起して、制度や仕組みを変えるための環境を整えること。丹念に、丁寧に続けていきたい」となっています。

多目的トイレのレインボーマークについては、大阪府内の自治体など、一度表記を始めて

から、当事者の声をもとに取りやめる自治体も出てきています。今回、私もあることがきっかけになり、改めて複数の当事者の皆さんや関係者の皆さんに意見を聞いてみましたが、本当に賛否両論それぞれというところでありました。

自分が提起したことの再考を促すのは、県には申しわけなく、大変心苦しい思いもありますが、時間の流れ、状況が変化する中で、施策の判断を見直すことはあります。私は、今回の質問に当たり、賛否両論あるのであれば、そのことが「生きづらさ」——この場合は「使いづらさ」になるかもしれませんが——につながっている方々の意見に重きを置くというのは一つの考え方ではないかという結論に至りました。県の認識を総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（畑山栄介君） 県庁舎の多目的トイレのレインボーマークにつきましては、多様性を受け入れる環境づくりの観点から、性的マイノリティーの方への配慮として、議員からお話がありましたとおり、平成29年に本庁舎の庁舎や総合庁舎などに表示を行ったところであります。

これは、体や心の性にかかわらず、自由に利用してほしいとの思いから、「どなたでもご自由にご利用ください」という文言とともに表示をしているものでありますけれども、「社会的な理解が深まる」などの肯定的な意見がある一方で、「マークがあることで逆に使いづらい」といった意見があることも承知しているところでございます。

この多目的トイレのレインボーマーク表示につきましては、関係部局とも協議しながら、取り扱いを検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 どのような判断に至ったとし

ても、決して県の取り組みに誤りはなかったということだと私は思っています。最も心配しなければならないと思っているのは、例えば、こういういろんな経験を経て、取り組みが後ろ向きになってしまうことだと思います。私は、この間の県の取り組みを高く評価しているということを改めて申し述べまして、このテーマを終わりたいと思います。

次に、地元紙の報道が相次いでおりますが、宮崎県保育推進連盟をめぐる政治献金の話題に関連し、市立保育所への委託費の一部が政治団体への会費として支出されていたのではないかという指摘がなされています。県は調査を行ったと聞いていますが、どのような調査を実施したのか。福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 私立保育所の運営費は、市町村が委託費として支出しております。その負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつとなっております。

委託費の使途は、人件費、管理費、事業費に制限されておりました。政治団体として活動を行っている県保育推進連盟への会費支出は、不適切となります。

このため、平成25年度から30年度までの6年間に私立保育所であった期間がある333施設に対し、会費の支払いの有無や支払い原資を確認する書面調査を、市町村を通じて本年1月31日から2月22日を調査期間として実施したところでございます。

○渡辺 創議員 書面調査、今月22日までの回答期限だったようですが、その書面調査の結果はどのような結果になったのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 書面調査の

結果、調査対象の全施設から調査票の提出がございまして、「委託費から支出した」と回答した施設が38施設ありました。

このうち、多くの施設が、委託費を管理する施設会計から支出したと回答しておりますが、施設会計には、委託費以外の収入も含まれております。

このため、今後、どのような理由から「委託費から支出した」と判断したのか、各施設に向いて、会計書類の確認や聞き取り調査を行うこととしております。

なお、会費の支払いの有無や処理方法について、「不明」と回答した施設が6施設ありましたので、あわせて調査を行うことといたしました。

○渡辺 創議員 いわば、今、調査は一段階目が終わって、ここからより詳しい調査ということだと理解しました。ただ、「支出していた」という回答も一定水準あったようであります。全ての調査が終わって、最終的に不適切な支出が確認された場合には、県としてはどのように対応する考えなのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 今回の調査により、委託費からの会費の支出を確認した場合は、委託費の減額などの対応について国や関係市町と協議しながら、適切に対処してまいります。

また、委託費の適切な支出について、施設に対する指導を強化するなど、その徹底に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。状況を見て、適切な対応を願いたいと思います。

それでは次に、文化財保護法の改正についてお伺いをしたいと思います。

文化財保護法が改正されて、4月1日から施行されるということのようであります。それぞれ自治体等の関与についても、法律の改正によって影響があるようでございますが、県としてはどのように対応する考えでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 改正文化財保護法は、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいけるよう、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的としております。

このため、市町村におきましては、地域が一体となった文化財の保存・活用に取り組むために、必要に応じて地域の文化財の保存・活用を支援する民間団体の指定、地域の関係機関で構成される協議会の設置などを含む計画を策定し、国がその計画を認定することとなりました。

県といたしましては、これまで市町村担当向けに、法改正についての説明会を実施したところでありますが、これらの取り組みが各地域で計画的に推進されるよう、今後とも支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

文化財と言えば——文化財登録はされていないので、厳密に言えば文化財ではなく、狭義の文化財ということにはならないかと思いますが——旧都城市民会館のことが大変話題になっております。日本を代表する建築家である菊竹清訓氏が設計をしたという、この旧都城市民会館についてですが、都城市が解体という方針を決めたようであります。それについてイコモスからヘリテージアラートが出されるという事態になりました。県の所管という話ではありません

ので、その点は重々わかっておりますが、都城市、またかかわる皆さんも、市民の皆さんの意見聴取もいろんな形でされてきたようでありますので、大変難しい判断であったんだろうなという印象を持ちますけれども、知事の御見解はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 旧都城市民会館は、都城市の市政40周年を記念しまして、日本を代表する建築家であります菊竹清訓氏が設計された建造物で、建築関係者から高い評価を得ているということは十分承知しております。

都城市におかれましては、これまで長い時間をかけて、活用策の検討や市民の意見を聞き取るなどの手続を踏まえた上で、解体の方針について苦渋の決断をされたものと受けとめているところでもあります。

○渡辺 創議員 苦渋の選択というか、判断というのは、まさにそのとおりでらうと思えます。いずれにせよ、文化財の登録がされているわけではなかったとしても、宮崎県内に立地をして、非常に価値の高いものを、多くの皆さんがその価値を大事に思ってくださっているという、その思いは、やはり我々も大事に受けとめなきゃいけない。最終的な判断がどうなるかは別の問題としても、そういうふうに宮崎県内にあるものの価値を、改めてこれが重要なものだというふうに思ってくださいという思いには、ある意味でいろんな判断がありますが、寄り添う面も必要なのかなという思いもするところがございます。

次の質問に移りたいと思います。次は、会計管理者にお伺いいたします。

民間の取引においては、キャッシュレス化が急速に進んでいます。例えば、東京五輪の開催とか消費税の増税も、その流れに拍車をかけ

て、キャッシュレス化をより一層進めるという状況になりつつありますけれども、県の歳入におけるキャッシュレス決済の取り組み状況と課題をどのようにお考えになっているのでしょうか。お伺いします。

○会計管理者（福嶋幸徳君） 県民の利便性を向上していく観点から、公金の収入方法の多様化を図っていくことは、とても重要であると考えております。

現在、本県では、自動車税において、クレジットカードや口座振替による収納を、また県営住宅使用料では、口座振替収納を実施するなどの取り組みを行っているところであります。さらに今年度からは、一部においてスマートフォンアプリを活用した収納も開始したところであります。

キャッシュレス決済は、現金を扱うことに伴う事故の減少などのメリットがある一方で、普及拡大に向けては、QRコードの標準化やキャッシュレスに不安を持つ方々への対応などの課題がございます。

引き続き、国や他県の動向等に十分留意し、関係部局と連携を図りながら、適切な対応に心がけてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に予定しておりました、重度障がい者の皆様への医療費支払方法に関する質問は、昨日の自民党の山下議員の代表質問と趣旨が重なりますので、割愛をさせていただきたいと思えます。

項目としては最後となりますが、平成25年から設置が可能になった営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングについて、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

この仕組みは、農地に足の長いパネルを設置

して、農地としての機能を維持しながら、太陽光発電を可能にする仕組みです。いろいろ課題もあるかと思いますが、狙いどおりの効果を上げれば、農家の所得向上の一助になるとの考え方もあるようですが、県内での設置状況はいかがでしょうか。

○農政水産部長（中田哲朗君） 営農型太陽光発電は、今、議員からお話がありましたとおり、営農を適切に継続しながら、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みでございます。

本県におきましては、平成26年1月以降、小林市や高鍋町など県内8市町におきまして、10の施設が設置されております。なお、主な栽培作物としましては、センリョウやサカキなどとなっているところでございます。

○渡辺 創議員 全国でもまだ1,000件程度ということのようですので、実態としては、まだ広がっているとは言いがたいという状況にあるのかなと思いましたが、うまく機能するのであれば、農家の所得向上につながる可能性があると思えますけれども、今、御答弁いただいたような現状等を踏まえた上で、課題と今後の対応の必要性についてどのようにお考えか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 営農型太陽光発電では、通常30%から60%の太陽光のもとでの栽培となり、どのような農作物が適しているかなどの情報が不足している状況でございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、本県では、センリョウやサカキなどの花木類の栽培が多く、これから本格的に出荷を迎えることとなりますことから、どの程度の収量が確保できるかなど不透明な状況もございます。

そのため、引き続き、県内の状況の把握や他県の栽培事例の情報収集に努め、農業者へ必要な助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 以上で質問を終わりますが、今議会で最後となられる執行部の皆様には、長きにわたって県への御貢献、本当にありがとうございました。私は、議会で過ごした時間はまだ8年だけありますが、この間、皆さんと交わした議論やいろんな思い出、以前のポジション等々での思い出もよみがえってくるころであります。生意気なことを申したこともあったかと思いますが、どうか御容赦をいただければと思います。県民連合宮崎一同、感謝を申し上げます。我々も春の関門をくぐり抜け、再びこの場で県勢向上のための議論を展開できるよう誓いまして、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い順次質問をさせていただきますので、知事を初め関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

我が党の山口那津男代表は機関誌・公明月報において、「今年は日本の政治にとって、歴史的な節目になる年でもある。4月から5月にかけて、天皇の退位と新天皇の即位が行われ、元

号が変わり、新しい時代が幕を開ける。元号が変わる中でも、公明党は一貫して「大衆とともに」という「人間主義」の立党精神を掲げ、今年の秋には結党55周年を迎える。新たな時代創造への本領を発揮して、これからもネットワーク政党として、大切な役割を果たし抜いていく。」と大綱にこのように語っております。

その大切な役割とは、何といても「国民の声を聞く」ということですが、私たちであれば「県民の声を聞く」ことであり、どんな小さな声にも耳を傾けて、それを集約し、県政や国政につなぎ反映させていく。私も今回、県民の声を議会質問につなげてまいります。

一部質問が重複する部分もありますが、党県議団を代表いたしますので、御容赦ください。

初めに、知事に伺います。知事3度目の御当選おめでとうございます。厳しい財政と複雑な課題が山積する県政でありますけれども、知事がリーダーシップを発揮されて、スローガンである「対話と協働」で進んでいただきたいと思っております。そこで、河野知事3期目に当たり、政策課題のうち、最も重要と考えているのは何かを伺います。以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

急速な少子高齢化を迎える中で、人材の確保や中山間地域対策、医療・介護・福祉の充実など、本県が取り組むべき課題は山積しておりますが、中でも人口減少問題への対応が、これからの県づくりを進める上での最重要課題と考えております。

若者を中心とする社会減を抑制し、合計特殊出生率2.07の実現に道筋をつけることは容易で

はありませんが、この問題に早急に対応しなければ、ますます人口減少が進み、本県の活力が大きく失われかねない、極めて重要な時期を迎えていると考えております。

この人口減少の流れを何とかして変えたいという強い思いを持って、未来を担う若者が、本県で暮らし、働き、結婚し、子供を生み育てたいと思えるような、魅力的で、希望が持てる宮崎づくりを、県内の市町村や企業、団体等の皆様方との連携、協力をいただきながら、オール宮崎で力強く進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。本県の目指すべき方向性の中で、この「人口減少問題への対応」が最も重要と位置づけて取り組まれるとのこと。

私も昨年11月議会の冒頭に、団塊ジュニアの世代が高齢者となる2040年問題を議論させていただきました。まさしくこの20年後を見据えて、国と地方も連携して、政策を次々と進めていくことが重要だと考えます。

その上で、来年度予算の編成が出されました。一般会計では対前年比2.4%増の5,955億2,000万円となっております。そこで、平成31年度当初予算編成の基本的な考え方について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成31年度当初予算案は、知事選挙等の関係で「骨格予算」として編成しておりますが、国の平成31年度当初予算案が、10月1日からの消費税率引き上げを踏まえ、経済への影響を考慮した編成となっていること、また、本県経済等への影響も勘案し、政策的経費を含め、年間を通して必要となる経費を計上しました「骨太の骨格予算」として編成したところであります。

さらに、現在策定中であります新たなアクションプランの実現に向けた施策を、6月補正予算において上積みし、今後の県づくりをより強力に推し進めてまいりたいと考えております。

また、国におきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、今年度からの3年間で集中的に実施されますことから、県におきましても、30年度2月補正予算と合わせて、国の手厚い財源を活用して必要額を計上し、重要インフラ等の防災・減災対策に積極的に取り組むこととしております。

○重松幸次郎議員 わかりました。我が党もことしの重点政策の中で、10月の消費税率引き上げを円滑に達成させ、その増収分で「全世代型社会保障」を構築することと、「防災・減災・復興を政治の主流に」と押し上げていくことを盛り込んでおります。

本県の課題に的確に対応し、積極的に推進していただきたいと思います。

それでは、県の施策で4つの視点から順次質問いたします。

まず「人財の育成・確保」についてであります。毎年5,000名近い高校生が、進学や就職で県外へ飛び立ちます。知識やスキルを身につけ、そして人脈を広げて、また宮崎に戻ってきてほしいと願うところです。

そのために、県内企業の就職情報や、宮崎の魅力はどう発信させるかが鍵となりますが、「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業の事業内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業につきましては、人口問題への対応や産業人材確保の観

点から、国の地方創生推進交付金を活用し、従来の取り組みを強化するものであります。

具体的には、本県へのU I Jターンを希望する方と県内企業とを結ぶサイト「ふるさと宮崎人材バンク」をリニューアルし、県内企業の詳細な情報や採用情報などを充実させるとともに、この人材バンクの携帯端末用アプリを作成することにより、県内企業の魅力や本県の暮らしやすさを効果的に発信することとしております。

また、大学等進学者の保護者への情報提供を充実させるほか、SNSを活用することなどにより、県内就職に関する情報を県内外の若者にしっかり届ける仕組みづくりに取り組むこととしております。

さらに、県内企業等へのインターンシップの参加促進などにより、U I Jターンの促進に一層努めてまいります。

○重松幸次郎議員 大都市圏にある企業との賃金格差などはあるでしょうけれども、宮崎の生活スタイル、例えば気候や自然、豊かな食材、人柄や子育て環境のよさなどの魅力を発信していただきたいと思います。

「外国人材の受け入れ」についても伺いたかったのですが、昨日の山下議員の質問を参考にいたします。

農水産業の人材・担い手も不足しているようです。昨年12月にスタートしましたTPP11や、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）等との自由貿易圏が誕生いたしました。国内の1次産業が、貿易の自由化により価格変動が大きくなり、厳しい局面に遭うことが予想される反面、参加国を対象に、TPP11では5.1億人、EPAでは6.3億人に農畜産物や工業製品の輸出拡大で、経済成長のチャンスも広がると期

待されます。農業経営の基盤を強化し、安定供給への備えを進めるべきと考えます。

そこで、農業においては、農地を利用するしないにかかわらず、農業経営を法人化する動きがふえているようです。法人化することで、就農環境や税制上の優遇措置などのメリットも享受できるようですが、本県の農業法人の現状と今後の育成に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内の農業法人数は、昨年実施いたしました実態調査によりますと、778法人で、このうち売上高1億円以上の法人が、全体の3分の1以上を占めておりまして、事業拡大や多角化など、意欲的な取り組みが進んでいるものと認識しているところであります。

このような法人経営体を育成していくことは、本県農業の国際競争力を高める上で大変重要でありますことから、今年度、県農業再生協議会に農業経営相談所を設置し、法人化や規模拡大など、経営の発展段階に応じた支援を行っているところであります。

今後、本県農業の成長産業化を牽引する重要な担い手となる農業法人の育成に向け、引き続き市町村等関係機関と連携しながら、支援を強化してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 将来を見据えて、取り組みを支援していただきたいと思っております。市町村との連携もよろしくお伺いいたします。

続けて、今年1月にスタートしました「収入保険制度」について伺います。自然災害による2018年の農林水産分野の被害額は5,661億円に上り、本県でも、昨年台風24号の被害で大きな爪跡を残しました。

地域温暖化の影響などにより自然災害が頻発

・激甚化する中、農業のセーフティネットは喫緊の課題と考えます。

そして、先ほど述べましたTPP11とEUとの経済連携協定により、農作物の価格変動が大きくなることが予測されます。そこで、収入保険制度の内容と、加入促進の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 収入保険制度は、青色申告を行う農業者を対象に、自然災害や市場価格低下などによる収入減少が発生した場合、過去5年間の平均収入をもとに、最大で年収の8割以上を補う制度でございます。

本制度は、対象品目が限定されておらず、新しい作物の導入や販路の拡大に取り組む意欲的な農家の後押しにもなることから、県としましても、農業共済団体やJA等と連携しながら、加入促進に努めているところであります。

具体的には、農業共済団体による農家への戸別訪問のほか、生産部会での制度の説明や新聞、ラジオなどの各種媒体を使ったPRを行っているところでございます。

○重松幸次郎議員 繰り返しになりますが、これまで、農業共済制度に加入していれば一定の補償を受けることができたようであります。しかし、収穫量の減少のみが補償の対象で、価格下落などによる減収は対象外であったということでもあります。対象品目が限られており、収入保険制度ではほぼ全ての農作物で、加工品も含めて対象となるということです。

品目や販路拡大を目指そうとしている意欲的な農家の取り組みを後押しし、ひいては大手企業による農業参入を促進することにつながると期待できます。また、人材確保のためにも補償は大切であります。この制度の周知、よろしくお伺いいたします。

「人財の育成・確保」についての最後になりますが、昨年8月、中央省庁による障がい者雇用の水増し問題が発覚し、全国の地方自治体でも次々と判明し、国民の間に不信感を生みました。「共生社会実現」をかけ声倒れに終わらせないためにも、徹底した原因究明と再発防止の検証が必要です。

我が党の「行政機関等における障がい者雇用対策本部」は、昨年10月に、この問題の対応をめぐり、障がい者の就労支援に取り組む4団体（全国社会就労センター協議会など）と意見交換をし、団体側は、「障がい者が能力を発揮できる職場環境の整備を」と訴えられ、さらに各行政機関が法定雇用率達成に向けて障がい者の採用を進めていくことに関して、「数だけを追い求めた雇用では、本人の特性と仕事内容のミスマッチが生じ早期離職につながる」との指摘があり、職場定着に向けたカウンセラーの配置や、在宅就労など障がい者に応じた多様な働き方などを求められたとの内容でありました。

障がい者の自立と雇用を促進するためにも、各個人の特性や能力を採用側にも伝え、理解を示すことが必要と感じます。

そこで、特別支援教育課の新規事業で、夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業の目的と取り組み内容について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本事業は、障がいのある幼児児童生徒の自立を促し、地域の一員としての社会参加を促進することを目的として、産業人材の育成や地域での生活を充実するための自立支援に取り組むものであります。

具体的には、軽度知的障がいを対象とした「職業コース」等の教育内容の研究や、学校と地域の企業などが連携して「働くモデル」の共

同開発を行い、就労支援の推進に取り組むものであります。

また、挨拶など基本的な生活習慣の習得状況を確認するための評価シートの作成や、大学や医療機関等の専門家を活用した教育の充実を通して、地域において自立した生活ができるよう支援を行ってまいります。

これらの取り組みにより、幼児児童生徒が、将来、社会で活躍することや、地域でよりよい生活を送るための力を身につけることを目指してまいります。

○重松幸次郎議員 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して働ける社会を構築することは、重要です。地域産業を担う人材の育成と自立支援をよろしくお願いたします。

次のテーマは、「力強い産業づくり」について、何点かお伺いいたします。

初めに、昨年の11月議会で質問いたしました。人口減少が進み、自治体職員数の減少に対応しながら、業務効率化のために、AI（人工知能）や、パソコン上の操作をソフトウェアで自動化する、いわゆるRPA（Robotic Process Automation）等の導入で、スマート自治体への転換を促していくことをお尋ねしました。

今回早速、具体的な取り組みがなされておりますけれども、ICT活用ステージアップ促進事業の内容と効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 少子高齢化や人口減少が進行する中であって、ICTなど科学技術を積極的に活用することは、産業分野での生産性の向上や、社会生活でのさまざまな課題解決に寄与するものと認識しております。

今回の新規事業のICT活用ステージアップ促進事業におきましては、県が率先して、県税

業務などの定型的な業務や、県民からの問い合わせ対応などの非定型業務に、RPAやAIなどのICTを導入し、検証を行うとともに、得られたノウハウ等を、産学官で構成する勉強会やフォーラム等の開催を通じて、広めてまいりたいと考えております。

このことにより、住民サービスの向上はもとより、観光や福祉・医療などさまざまな分野で、より高度なICTの活用が一層促進され、ひいては、新しいサービスの創出なども期待できるのではないかと考えております。

○重松幸次郎議員 AIで自動化することによって、本当に効率的な業務ができるということ。また、それを県が主導し、市町村や民間まで広く情報共有等を行うことで、課題解決または新しいビジネスモデルの推進に寄与していただけると期待しております。

次に、森林・林業の活性化について、環境森林部長に2点お伺いいたします。

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するために、ICTや機械化の導入と活用は重要です。

また、昨今問題になっている誤伐・盗伐の対策も視野に入れ、伐採から流通・生産加工まで可視化することが求められています。

そこで、新規事業である「みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証事業」の内容とその効果について、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の林業・木材産業のさらなる発展には、誤伐・盗伐の抑止や収益性の向上を進めていくことが極めて重要であります。

このため、本事業により、モデル地域におき

まして、素材生産事業者、原木市場、製材工場、工務店などから成る協議会を設置し、QRコード等を活用した木材のトレーサビリティシステムの構築を図り、流通過程の「見える化」に取り組むこととしております。また、原木と製材品の需給マッチングにより生産・流通の合理化を進め、コスト低減についても検証してまいります。

全国に先駆けた本システムを試行し、実用化に向けた課題や効果をしっかりと検証した上で、事業の成果を県全体に展開することにより、合法木材の流通促進や林業・木材産業の収益性向上に資するものと考えております。

○重松幸次郎議員 川上から川下まで一体となったシステムの構築をお願いします。

さて、本県は杉素材生産量が27年間連続日本一であり、ますます木造需要の高まる一方で、伐採後の再生林が放棄される森林が増加することが懸念されます。

このような状況の中で、再生林に係る施策の方向を定め、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、将来にわたり資源を循環利用させることが求められます。

そこで、再生林に関して、新しい事業である木質バイオマス活用型再生林推進モデル事業の内容とその効果について、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県内の木質バイオマス発電所向けの林地残材利用量は近年増加傾向にあり、昨年度は、乾燥前の重量にして約50万生トンが活用されたところであります。

本事業では、林地残材の活用による成果を山元に戻元し、再生林を推進することとしております。

具体的には、森林所有者、素材生産事業者、造林事業者から成る地域協議会を設置し、これ

らの関係者が伐採前に再造林を前提とする協定を締結し、林地残材や風倒被害木を木質バイオマスとして活用する場合に、その搬出経費等を助成することとしております。

このことにより、木質バイオマス資源の活用及び着実な再造林の推進を図るとともに、循環型林業の確率に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 FIT（固定価格買取制度）の開始後に稼働を始めた木質バイオマス施設が、県内に6カ所あるとお伺いしました。林地残材をしっかりと活用して、その収益で再造林の促進につながるアイデアは、林業先進県である本県ならではの取り組みと考えます。定着するように、取り組みをよろしく願いいたします。

さて、本県の豊富な農林水産資源を活用し、県内で加工して国内外で販売する、まさしく「外貨を稼ぐ」取り組みが一層求められます。そこで、今年度で終了する「みやざき農商工連携応援ファンド」の成果、また今回提案の「みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業」の目的、効果について、これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、平成21年度から今年度まで、「みやざき農商工連携応援ファンド」によりまして、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う新商品開発の取り組みなどを支援してまいりました。

この結果、昨年度末時点で、助成額は約3億1,000万円であり、支援した新商品の売上は約16億2,000万円となっております。また、これらの商品の中には、例えば「ゴボチ」や「百白糰」などのように、全国規模のコンクールで表彰を受けたものも出てきているところであります。

す。

このような成果を踏まえ、引き続き、農商工連携によるフードビジネスを推進するため、今議会でもお願いしております「みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業」では、後継ファンドの造成や関連事業を実施することとしております。

これらの取り組みを通じまして、県内の加工技術により、本県が誇る農林水産資源の付加価値を高めることで、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁にありましたとおり、これまでに約3.1億円の助成があり、またその結果、16億2,000万円の売り上げにつながったということでございます。新たな商品開発やみやざきブランドづくりに貢献しております。引き続き、農商工連携事業をよろしく願いいたします。

次に、「みやざきジビエフェア」についてであります。これまで何回か鳥獣被害対策を取り上げて、捕獲された鹿やイノシシの肉や革を、地域資源として活用することを提案しておりました。

今月は県内各地の飲食店で、みやざきジビエフェアを開催されておりますが、このような取り組みをされた背景、また目的について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 野生鳥獣につきましては、農林作物等への被害が問題となっておりますけれども、一方で、その利活用が進めば、中山間地域の活性化につながる重要な資源であると期待されているところであります。

しかしながら、ジビエに対する消費者の認知度が低く、飲食店等での利用が進んでいないことから、県内で捕獲された野生鳥獣のうち、ジ

ビエとしての利用は約3%と非常に低い状況にございます。

このため、県といたしましては、県民の皆様にはジビエの魅力を広くPRし、消費拡大を図るため、今回初めて、多くの飲食店等に参加していただき、1カ月にわたる「みやざきジビエフェア」を開催したところでございます。

県といたしましては、今後もこのような取り組みを継続しながら、ジビエのより一層の普及拡大を図り、中山間地域の活性化を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 私も宮崎市内2カ所で、鹿肉のローストとかイノシシのみそ煮などをおいしく食してまいりました。来年も是非フェアを開催していただきたいと思っておりますし、できましたら、スタンプラリーを抽選会等とも組み合わせて開催していただければと考えております。

水産業の振興について2点お伺いいたします。

昨年末に、水産業の成長産業化を目指す改正漁業法が参議院本会議で可決され、成立したとのことでした。

その背景には、長く世界をリードしてきた日本の水産業の衰退は著しく、ピークだった1984年の1,282万トンから430万トンに落ち込み、かつて200万人以上いた漁業者も15万人に激減し、うち9割以上が零細な個人経営者で占められている。しかも、その半数が60歳以上で、深刻化する後継者不足が漁村の疲弊につながっている、それを抜本的に改革することが目的と、新聞社説にありました。そこで、改正漁業法のポイントと、県としてどのように対応するのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 改正漁業法は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業

化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的といたしております。

改正の主なポイントといたしましては、科学的な根拠に基づく資源を維持・回復する新たな資源管理システムの構築、また、競争力を高めるための漁業許可制度の見直し、さらには、養殖・沿岸漁業の発展に向けた海面利用制度の見直し等があります。

県といたしましても、改正漁業法の趣旨を踏まえ、関係者の意見もしっかり聞きながら、海域の適切かつ有効な利用により漁業生産力を高めるなど、本県水産業の成長産業化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。漁業者の豊富な経験と企業経営のノウハウを互いに生かしながら、水産業の成長を支援していただきたいと思っております。

同じく、水産業の県単事業である「みやざきの養殖成長産業化プロジェクト」の目的、その事業内容について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本事業は、成長産業化が見込まれる海面養殖業の収益性向上を図るため、従来よりも早い時期に成長等にすぐれた人工種苗を生産・供給することで、生産コストの削減等により、養殖経営の基盤強化を図るものでございます。

具体的には、マダイ及びカワハギの採卵時期を調整いたしまして、従来よりも早い時期に種苗を生産し、養殖業者に供給するとともに、飼育試験を行い、成長や形がすぐれているかといった種苗性の評価を行うこととしております。

このような取り組みによりまして養殖期間が

短縮され、生産コストの削減が図られますとともに、端境期等への出荷により有利販売が可能となるなど、養殖経営の改善が図られるものと期待しているところでございます。

○重松幸次郎議員 技術のさらなる進歩を確立していただき、県全体の水産業の底上げを目指して支援をお願いいたします。

次のテーマである「観光・交流の拡大」についてであります。

初めに、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭がいよいよ来年行われます。

具体的な事業内容の検討と準備に入らなければなりません。そこで、国文祭・芸文祭における県実行委員会主催の事業では、本県の特徴をどのように出していけるのか、知事に思いをお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） この大会では、開会式などから成ります「総合フェスティバル」以外にも、県実行委員会主催事業として、各種シンポジウム・イベントを実施したいと考えております。

その際の視点であります。本県は、記紀に描かれた神話の舞台でありまして、各地にさまざまな神楽が伝承されておりますほか、今やアジアや日本を代表する文化イベントとなりました「宮崎国際音楽祭」や「若山牧水賞」に加えまして、豊かな山の幸、海の幸、そしてそれらを紡ぐ食文化といったものがあります。

事業の実施に当たりましては、こうした「神話・神楽」「国際音楽祭」「若山牧水」「食文化」といった、本県が誇る文化資源を前面に打ち出しまして、全国の皆様に強くアピールしていきたいと考えております。

また、「共に生きて共に感じる芸術文化事業」としまして、障がいのある人とない人がと

もにつくる演劇やコンサート、ステージパフォーマンスやアート展等を展開していきたいと考えております。

今後、文化の発信や交流を通して、本県の魅力を一層理解してもらえますよう、また、障がいのある人もない人も一緒になって参加し、楽しめる大会となるよう、さまざまな工夫を凝らしながら、着実に準備を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 本県の芸術・文化そして地域資源が観光の柱となりますように、取り組みを加速させていただきたいと思っております。

ところで、この国文祭・芸文祭の開催があること自体を、まだ県民の多くは知らないようであります。県内外の皆さんへ周知・アピールし、機運を高めることが重要であります。大会開催の機運醸成をどのように図っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 大会開催の機運醸成につきましては、500日前や1年前などの節目節目にプレイベントを開催するとともに、公式ポスターやカウントダウンボード、懸垂幕等を設置しまして、県民の皆様への大会に対する期待感や高揚感を高めてまいりたいと考えております。

また、全県的な盛り上げにつながるよう、県内26市町村で行われる祭りや各種イベントに、市町村巡回広報チームが、大会マスコットキャラクターでもあります「みやぎき犬」とともに出向き、小さなお子さんから高齢の方々まで、広く関心を持ってもらえるような取り組みを展開してまいります。

さらに、ことし11月に新潟大会の閉会式で行われる引き継ぎ式におきまして、本県文化の魅力を強くアピールできるアトラクションを披露するとともに、県外で行われるイベント等と連

携しまして、効果的なPRを行うなど、さまざまな機会を捉えて、大会開催の機運醸成を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。来年オリンピック・パラリンピックも同時開催であります。スポーツイベントとの相乗効果もあらうかと思っておりますので、さまざまなツールを駆使して、機運の醸成をお願いしたいと思います。

ことしから2021年にかけては、ゴールデン・スポーツイヤーズと言われており、国際的なスポーツイベントが目白押しとなります。また、本県においても、ワールドサーフィンゲームスや、ラグビーW杯の公認キャンプ、そしてオリンピック・パラリンピックの事前合宿などが予定されているところであります。

そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズという絶好の機会を捉えて、平成31年度は、訪日外国人の誘客のためにどのような事業に取り組むのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ゴールデン・スポーツイヤーズがいよいよスタートする平成31年度は、観光みやざき未来創造基金を活用しまして、外国人観光客の誘致に戦略的かつ集中的に取り組むこととしております。

主な取り組みといたしまして、ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業により、ラグビーワールドカップの開催等を機に首都圏を訪れる外国人観光客や在京メディア、キャンプの取材等で本県を訪れる海外メディア等に対し、本県の観光や食などの魅力を直接アピールいたします。

さらに、「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業により、訪日客の増加が見込まれる欧米豪市場での認知度を高めるため、ウェブサイトによる情報発信等に取り組むとともに

に、個人旅行客が増加しております東アジア地域に対して、現地のテレビや雑誌などメディア等を活用したプロモーションを強化してまいります。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいたように、ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業と、もう一つの「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業とあわせて、外国人観光客の増加を図っていただきたいと思っております。

そこで今回は、外国人が宮崎空港におり立ったところで、観光地までのアクセスを案内し、利用する手段を強化しなくてはなりません。

インバウンドの誘客とともに、観光地までの二次交通対策が重要と考えますが、今回の二次交通インバウンド対応支援事業の内容と、期待される効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 個人旅行客を中心とするインバウンドの一層の増加が見込まれる中、本県では、宮崎の空の玄関口である宮崎空港などと観光地を結ぶ二次交通の機能強化が喫緊の課題であると考えております。

このため、今回の事業では、空港から観光地までの直行便や、既存路線バスの観光地までの延伸など、二次交通を充実するための実証運行調査や、案内表示の多言語化、路線バス車両へのWi-Fi設置、経路検索サービスでの公共交通情報の充実など、インバウンドの旅行環境整備に対する支援などを行うこととしております。

この事業により、東京オリンピック・パラリンピック等が開催される2020年以降も見据えつつ、公共交通で移動できる観光地の選択肢をふやし、利用者の利便性・満足度を高め、リピーターを含めたインバウンドを増加させること

で、県内経済の活性化を図るとともに、地域公共交通の維持・発展につながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 宮崎空港から観光地までを結ぶ二次交通機能強化、グーグルなどの経路検索サービスを充実させていただきたいと思っております。

このテーマの最後に、宮崎マリーナの指定管理者制度についてであります。

施設名は、宮崎港マリーナ施設と宮崎県サンビーチツ葉であります。臨海公園と阿波岐原森林公園を含み、すぐれたロケーションを美しく管理され、多目的広場における大型イベントを初め、その他のイベントを開催しており、年間に28万人にも及ぶ利用者数となっております。

さらに、マリンレジャーの振興拠点として、ヨットやプレジャーボートを係留できるマリーナを中心に、将来は、国土交通省により登録された現在全国168カ所ある「海の駅」に追加登録されることを望んでいます。

そこで、サンマリーナヨットクラブの理事やメンバーから伺った話でありますけれども、他県では、マリーナの運営はほとんどがマリン専門業者が携わり、船のメンテナンスや海事情報をマリン関係団体と共有して的確に伝えられているとのお話でした。

みやざき臨海公園の指定管理者に、船のメンテナンスまたは航行に必要な情報などの提供ができる、マリン専門スタッフを配置できないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） みやざき臨海公園は、県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的として整備され、県内外の方に幅

広く利用されているところであります。

サンマリーナ宮崎における船のメンテナンスは、マリーナ内の民間修理工場を御利用いただいております。また、指定管理者では、小型船舶免許の一級を取得した者を従事させ、航行に必要な気象、海象等の情報についても提供しているところであります。

今後とも、利用者の皆様方から御意見を伺いながら、マリーナ全体のサービス向上に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 より専門的なスタッフを配置していただきたいという要望であります。現在の指定期間が平成34年3月までとなっております。そのときまでに継続して検討していただきたいと思っております。

最後のテーマであります「安全・安心な暮らしの確保」について伺います。

初めに、骨髄バンクドナー登録の推進についてであります。

既に御承知のとおり、女子競泳のエース、池江璃花子選手が、みずからの意思で、白血病であることを今年12日ツイッターで明かし、午後には日本水泳連盟が記者会見を行いました。

昨年8月のアジア大会で6冠を達成してMVPに輝き、来年の東京オリンピックでもメダルを期待されていた注目の選手だけに、全国に衝撃が走りました。

池江選手を初め、この病気に立ち向かっておられる全国の患者さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い完治を願っております。

日本では毎年新たに約1万人以上の方が白血病などの血液疾患を発症しています。白血病の治療方法の一つとして、骨髄移植がありますが、骨髄バンクを介して骨髄移植や末梢血管細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも

も2,000人程度います。

平成31年1月末現在でありますけれども、全国の骨髄バンクのドナー登録者数は約49万4,000人と、年々増加傾向にあり、これまでに非血縁者間で約2万2,000件以上の骨髄移植・末梢血管細胞移植が行われているようです。

しかし、ドナー候補者の健康状態などによっては、骨髄液などの提供ができない場合もあるため、HLA型が適合するドナー候補者が見つかったとしても、移植を受けられない患者さんがいるというのが実情です。また、ドナー登録年齢が超過するなど登録取り消しになるドナーが、毎年2万人います。ですから、一人でも多くの患者さんを救うためには、毎年多くのドナー登録が必要です。

まず、骨髄バンクへの本県のドナー登録の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 骨髄ドナー登録は、18歳から54歳まで可能で、55歳になると登録が取り消しとなります。本県では、新規登録者数が取り消し者数を上回っておりまして、その結果、登録者数は毎年増加しております。平成31年1月末現在の登録者数は3,899人で、平成26年1月末現在の3,314人と比較しまして、5年間で585人増加しているところでございます。

○重松幸次郎議員 県内で3,899名。人口1,000人当たりでは8.68名でして、ほぼ全国平均であります。

しかしながら、全国的にも40代の登録者が最も多く、10代・20代の登録が少ないのが現状であります。いかにして若年層を含めドナー登録を推進していくかが課題であります。

ことしの1月に、日本骨髄バンク・地区普及

広報員の研修会が福岡市であり、本県の中村福代会長が参加しました。その中で、県と日赤とボランティア団体の三者が連絡会議を行っているところが、全国で半数ほどあり、九州では鹿児島県のみということで、この連絡会議が設置されている県はドナー登録が伸びている結果があるとの報告でありました。そこで、宮崎県、日本赤十字社、骨髄バンク推進連絡会議との連携体制の強化など、ドナー登録の推進に向けた県の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 骨髄移植は、白血病などの治療が困難な血液疾患に対する有効な治療法でありまして、一人でも多くの患者がこの治療を受けられるよう、ドナー登録の拡大が大変重要であると認識しております。

このため県では、各保健所にドナー登録窓口を設置するとともに、関係団体と連携し、大型商業施設やプロ野球キャンプの会場等におきまして、集団登録会を実施しているところであります。

あわせて、ドナーの安定的確保のためには、若年層の登録を進めることが重要でありますため、高校3年生を対象に、リーフレットを配布するなどの普及啓発などにも努めているところであります。

ドナー登録のさらなる拡大に向けては、関係者相互の緊密な連携が必要でありますことから、これまでもいろんな形で連携を図ってまいりましたが、県としましては、今後、日本赤十字社宮崎県支部やボランティア団体の「みやざき骨髄バンク推進連絡会議」等の関係者が一堂に会する意見交換の場を設けるなど、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 「関係者が一堂に会する意

見交換の場を設ける」との力強い御答弁をいただきました。連携強化への取り組みをお願いいたします。

さて、骨髄移植を行うためには、検査や移植入院合わせると約8日間必要とされます。ドナー登録をし、運よく適合通知が来ても仕事を休めないという方が多くいらっしゃいます。そうした中で厚生労働省は、骨髄バンク事業推進のため、ドナー休暇制度創設を経済団体や都道府県に要請しているとのことでした。

有給休暇とは別にこの制度があれば、肉体的・精神的負担が軽減できるのでありますけれども、まだ一般企業に浸透していない現状と聞きました。では県庁内ではいかがでしょうか。

県職員が骨髄移植のドナーとなったり、災害時のボランティアなどに参加することは、社会貢献を進めていく上で重要と考えますが、休暇制度はどのようになっているのかを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(畑山栄介君) 職員が、社会の一員として地域活動などに自主的に参加し、社会に貢献できる環境を整えることは、大変重要であると考えております。

このような観点から、休暇制度として、骨髄の提供等を行うため、必要な日数の休暇が取得できる「ドナー休暇」や、災害による被災者の支援や福祉施設における活動に参加する場合には、年間5日の範囲内で「ボランティア休暇」を設けているところであります。

○重松幸次郎議員 わかりました。県内企業への周知、啓発もよろしくをお願いいたします。

ちなみに、みやぎ骨髄バンク推進連絡会議には、現在、県議会メンバーでは、丸山議員、二見議員、有岡議員、そして私と4名が携わっております。

1人のドナーによって救える命があります。これからも支援の輪を広げていきたいと思いません。

先日、徐々に難聴が進んでいる母を持つ女性の方と会話をいたしました。意思疎通を図るため、互いに手話講習に通っているとのことをお聞きしました。病気や事故などで、誰もが聴覚や視覚障がいを患うことはあり得ますので、支援体制を充実させることが大切です。そこで、今回提案されている「手話等普及促進条例推進事業」の内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) お尋ねの事業につきましては、本議会へ議案を提出しております「手話等の普及及び利用促進に関する条例」の効果的な推進を図るものでございます。

具体的には、障がいのある方の意思疎通や情報伝達の支援を強化するため、手話通訳者、点訳・音訳奉仕員などの養成や点字新聞の提供など、これまでの取り組みを拡充して実施するとともに、失語症の方の支援者等の養成など、新たな取り組みも行う予定としております。

また、条例に係るパンフレットを幅広く配布し、条例の基本理念や県民、事業者の役割等について、普及啓発にも取り組むこととしております。

これらの取り組みにより、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進し、障がいのある方の生活の質の向上と社会参加の促進を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 この条例により、障がいのある方とない方が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目指して支援していただきたいと思います。

最初に申し上げましたように、我が党の重要政策の一つに、「防災・減災・復興を政治の主流に」押し上げていくことを盛り込んでおります。

平成に入ってから、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、猛暑、豪雪などなど、枚挙にいとまがありません。まさに平成最後の漢字は「災」であります。そのことを象徴しております。

南海トラフ巨大地震と津波の確率が高まっている予測の中で、防災・減災への備えを加速していかなければなりません。そこで、宮崎県地震・津波被害想定調査の内容と、その調査結果をどのように活用していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県では、南海トラフ地震などによる被害を軽減するために、平成25年度に策定しました「新・宮崎県地震減災計画」に基づきまして、さまざまなソフト・ハード対策を講じているところですが、計画策定から5年が経過し、津波避難施設の確保など各種対策が進んできております。

今回の調査では、前回の「地震・津波被害想定調査」で用いました、早期避難率や津波避難施設の数などの各種データを最新のものに更新しまして、例えば県内の人的被害想定3万5,000人が、現状ではどのくらいまで減らすことができているのかなど、減災効果の算定を行うこととしております。

また、「新・宮崎県地震減災計画」に掲げました取り組みの効果について調査・分析しまして、課題の抽出を行うこととしており、調査結果は、新たな施策の立案や計画の見直しなどに活用してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 各種データを最新のものに

更新され、それをもとに減災計画、また新たな施策に活用するというところで理解いたします。どうか事業を進めていただきたいと思います。今月も北海道南部や各地で地震が頻発しております。

災害を忘れない。やがて3年目を迎える熊本地震を思い出し、教訓にしたいと思います。少し時間がありますので、もう一度改めて紹介させていただきます。平成28年4月14日の木曜日、また2日後の4月16日土曜日、前震と本震に見舞われ、震度7を記録いたしました。被害状況であります。人的被害としては、死者211名、重傷者が1,142名、軽傷者1,604名。また、建物被害としては、全壊家屋は約8,000棟、半壊家屋は約3万4,000棟、一部損壊家屋は約15万3,000棟、被害は合わせて約21万棟に及びました。

また、各地で190件に及ぶ土砂災害が発生し、道路寸断等の物的被害をもたらしたほか、ライフライン被害も甚大であり、中でも、水道の復旧に約3カ月を要した地域（南阿蘇村）も生じました。

これら直接被害に加えて、農林水産業、観光業などの地域産業への影響も大きく、熊本地震による熊本県・大分県の被害額は最大約4.6兆円と推計されております。これは、内閣府防災情報のページから引用させていただきました。

もしも日向灘でこのクラスの地震が発生すれば、津波が起き被害はさらに拡大することは明白であります。

「災害を忘れない。風化させない。自分の命は自分で守る」を原則として、機会あるごとに防災意識を高める啓発を、よろしく願います。

次に、特定外来生物の管理について伺いま

す。

昨年2月の議会でも紹介をさせていただきましたが、私は地元自治会のイベントで「江田川フィールド散策」に参加し、市民の森からイオンモール横まで約5キロを、小学生や保護者と一緒に江田川沿いに歩き、水辺の生物・植物の観察や学習をしました。

その中で自治会役員より、外来種の水草オオフサモが繁殖し過ぎて、駆除しても追いつかず、在来生物が淘汰されることを危惧する話を聞きました。そこで、特定外来生物は県内で何種類確認されているのか。また、特定外来生物はどのような影響を与えるのかを、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県で確認されている特定外来生物は、動物や昆虫が11種、植物が5種の、合わせて16種であります。

これらの中には、在来魚を捕食するオオクチバス（通称ブラックバス）や、強い繁殖力を持ち、在来の植物の生育を阻害するオオフサモなど、既に定着しているものもあり、県内の自然環境に大きな影響を与えているところです。

また、毒を持って人をおかむハイイロゴケグモや、屋根裏に侵入したり農作物を食べたりするアライグマが確認されるなど、人の生活や農林水産業への影響が懸念されております。

これらの特定外来生物は、繁殖力が強く、一たび県内に定着すると駆除が難しくなることから、侵入初期での防除対策が大変重要と考えているところであります。

○重松幸次郎議員 動物と昆虫で11種。植物で5種。合わせて16種あるということですが、特に人に危害を及ぼすものには、ハイイロゴケグモと合わせて、セアカゴケグモ。

植物では、特定外来生物には指定されてお

りませんが、種子に硬いトゲを持ち、公園の芝生や花壇等において子供などの肌に刺さってけがをさせるおそれがあるメリケントキンソウなどもあるようです。では、県は特定外来生物の防除に係る普及啓発、被害の予防にどのように取り組んでいくのかを、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 特定外来生物の被害を予防するためには、「悪影響を及ぼす外来生物を入れない」「飼っている外来生物を野外に捨てない」「外来生物をほかの地域に拡げない」という被害予防3原則に沿った適正な取り組みが重要であります。

このため、新規事業「特定外来生物等適正管理事業」において、外来生物の調査や検討会を開催し、防除対策などを幅広く県民に普及啓発するための外来生物リストを作成することとしております。

また、侵入初期の段階にあるアライグマの監視と速やかな捕獲を行うため、市町村と連携して捕獲従事者を育成してまいります。

さらに、現在、ハイイロゴケグモの生息が確認されている地域で、関係機関と連携して防除対策を実施し、生息域の拡大を防ぐこととしております。

○重松幸次郎議員 これからも、輸入貨物に紛れ込んだり、ペットとして飼っていた外来種生物を放置することが予想されます。効果的な防除対策をお願いいたします。

最後の質問項目となりました。交通安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

もうすぐ新入学のシーズンであります。新学期が始まれば、毎日、通学路を歩いて登下校することになります。子供さんにとって危険が少ない道が選ばれておりますが、それでも各地で

連日のように交通事故が発生しており、「絶対に安全な道」とは言い切れません。

そこで、私も平成24年に県議会で質問いたしました。生活圏内の道路また通学路で30キロ以下で通行する路面標識「ゾーン30」を、市内至るところで目にするようになりました。

地域を回っていますと、小中学生の保護者の皆さんからは大変喜ばれております。そこで、改めて確認したいと思っておりますけれども、ゾーン30の設置目的と整備状況及びその効果について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 「ゾーン30」は、幹線道路に隣接する住宅地域等の生活道路や通学路における交通事故の防止を目的に、区域内を一律に時速30キロメートルとする速度規制を行うとともに、通過交通を抑制し、地域住民の安全を確保しようとするものです。

整備状況につきましては、地域住民の合意のもと、道路管理者等と連携しながら、平成24年度を初年度として、今年度までに県内36カ所を整備しております。

効果につきましては、平成28年度までに整備した35カ所について、整備前と整備後の各1年間の人身事故件数を合計で比較しますと、前者の127件に対して後者は86件と、41件減少しております。

また、地域住民等からは、「車の速度が落ちた」「交通量が減った」などの声が寄せられております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。41件、割合にすると人身事故が約3割以上減少しているという結果でございます。ゾーン30の効果があらわれてきているようです。

ドライバーも路地に入ると——渋滞を避けて路地に入ってくるわけですがけれども——緑色の

大きな路面標識を意識してか、一瞬、本当に慎重になっているのではないかと思います。

ゾーン30について、平成27年に我が会派の新見議員も質問されておりました。この取り組みは、今のところ平成28年までとの答弁でありましたが、市内中心部以外の通学エリアでは、まだ設置してほしいという要望を受けることがあります。そこで、ゾーン30の今後の整備予定について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 「ゾーン30」の今後の整備につきましては、本年度、日向市比良地区に1カ所を整備しましたが、来年度以降も、地域住民の要望や現場の交通状況を踏まえつつ、小中学校等の通学路を含む区域のほか、公共施設や病院・児童遊園など高齢者や子供が利用する施設を含む区域など、歩行者等の安全確保を図ることを念頭に、より柔軟なゾーン設定を検討していきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 この事業の継続をお願いしたいと思います。通学路での悲惨な事故は絶対に避けなければなりません。

このゾーン30のほかにも時間規制標識、また減速ドットマーク、路肩のグリーンベルト、ポストコーン、そして視覚障がい者のために横断歩道の真ん中に点字ブロックを設置したエスコートゾーンなど、さまざまな標識があります。さまざまな安全対策をお願いいたします。

以上で質問を終わりますけれども、公明党宮崎県議団としましても、最初知事がおっしゃった、人口減少対策にしっかり取り組んで、地方と国と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。ちょっと早いですけれども、大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

平成31年 2月28日(木)

○蓬原正三議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時58分散会

